

第 7 期新座市障がい福祉計画 第 3 期新座市障がい児福祉計画

第 1 節 計画の基本的理念

国では障害者総合支援法及び児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、障がい福祉サービスや地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう障がい福祉計画及び障がい児福祉計画（以下「障がい福祉計画等」という。）の作成に当たって基本指針を示しています。

市では、基本指針に掲げられる点に配慮して、障がい福祉計画等を策定しています。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

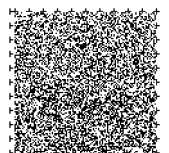
障がい者等が地域で障がい福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とします。

また、障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。）並びに難病患者等であって 18 歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図ります。

なお、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図ります。

さらに、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。

また、障がい福祉計画等においても、難病患者等が障害者総合支援法に基づく給付の対象となっていることを踏まえ、難病患者等への支援を明確化し、計画を策定するに当たっては、難病患者の意見を踏まえます。



(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制を整備します。

また、市町村は、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活支援拠点等を整備するとともに、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、その機能をさらに強化する必要があります。こうした拠点等の整備に合わせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要があります。

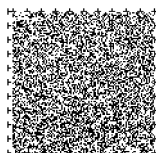
さらに、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。これを踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、社会福祉法に基づく市町村の包括的な支援体制の構築の推進に取り組めます。その際、市町村は同法に基づく地域福祉計画との連携を図りつつ、体制整備を進めます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい児通所支援及び障がい児相談支援については市町村を実施主体の基本とし、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。



また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、医療的ケア児が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障がい福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいくことが重要です。

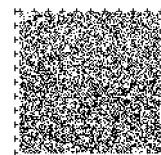
(7) 障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきです。その際、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要です。

特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、文化行政担当等の関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

さらに、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律を踏まえ、デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等の促進を図ります。



第2節 令和8年度の数値目標（成果目標）

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国及び県の基本指針等】

〔国〕 令和4年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減することを基本とする。

当該目標値の設定に当たっては、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和8年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。

〔県〕 地域移行者数は国と同様6%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。

《設定しない理由》

本県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害[※]や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況であることから、本県では地域移行の促進と並行して必要な施設整備は行うとしているため。

※ 強度行動障がいとは、自分の体を叩いたり、食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことを言います。

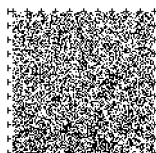
【新座市の目標】

国及び県の目標数値に呼应し、令和4年度末の施設入所者数の6%を地域へ移行することとしますが、強度行動障がいや重度の重複障がいにより、共同生活援助等を利用しても地域生活が困難な者がいます。このため、地域生活における支援体制の整備強化と併せ、入所施設、基幹相談支援センター、指定一般相談支援事業所及び指定特定相談支援事業所と連携を図り、移行可能な入所者から順次移行支援を行うとともに、地域への移行のためのサービス等の周知と利用を促していくものとします。

なお、障がい者施設入所者の削減については、県と同様な考え方に基づき、数値目標は設定しないものとします。

【目標値の設定】

令和8年度までの地域移行者数	
目標値	6人
令和4年度末の施設入所者数（87人）×6%	



(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国及び県の基本指針等】

〔国〕 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必要があることから、当該整備状況を評価する指標として、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数及び早期退院率に関する令和8年度における目標値を設定する。

平均生活日数に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。

地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、令和8年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び令和8年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。

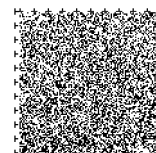
地域における保健、医療、福祉の連携支援体制が強化されることによって、早期退院が可能になることを踏まえて、入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率及び入院後1年時点の退院率に関する令和8年度における目標値を設定する。

退院率に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上とし、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上とし、入院後1年時点の退院率については91%以上とすることを基本とする。

〔県〕 国基本指針のとおり

【新座市の目標】

市単独では目標値を設定することが困難なため、本市ではこの目標値を設定しません。精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障がい者の地域移行や定着が可能となることから、精神障がい者の精神病床からの退院の促進を図ります。



(3) 地域生活支援の充実

【国及び県の基本指針等】

〔国〕 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

〔県〕 国基本指針のとおり

【新座市の目標】

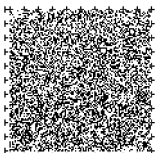
緊急にならない地域づくりが障がい者及びその家族の安心につながることを念頭に置きつつ、利用者のニーズの把握、近隣自治体の状況を参考にしながら、実効性のある地域生活支援拠点等の機能充実に向けて検討していくため、協力事業者の増加や関係機関等と検討、協議を進めます。また、強度行動障がいを有する者に対する支援体制整備のため、地域生活支援拠点等に緊急時に対応できる短期入所等を整備することを検討します。

【参考】

《地域生活支援拠点とは》

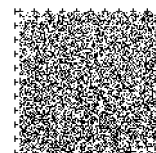
障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」等を見据え、緊急対応を円滑に行うため又は緊急対応とならないよう準備するための機能等（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものです。

5つの機能を集約し、共同生活援助事業所や障がい者支援施設等にその機能を付加した「多機能拠点整備型」、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」などの整備手法があり、本市では「面的整備型」での整備としています。



【目標値の設定】

区分	令和 8 年度
	目標
地域生活支援拠点等の確保	1 か所
地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の年 1 回以上の検証及び検討	実施
強度行動障がいをもつ者に対する支援体制の整備	検討



(4) 福祉施設から一般就労への移行

【国及び県の基本指針等】

〔国〕 令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及びB型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。

就労移行支援事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。また、就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。

また、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。さらに、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

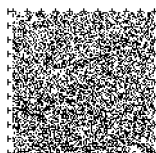
一般就労に移行する者の数に係る目標値の設定に当たり、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

〔県〕 国基本指針のとおり

【新座市の目標】

就労支援事業及び就労定着支援の利用者数や一般就労への移行者数は、増加傾向ですが、就労継続支援A型及びB型からの一般就労への移行者が少ない状況です。このため、利用者のニーズを把握し、支援内容を検討し、支援を充実することが課題です。

なお、国の基本指針のうち、一般就労への移行者数及び就労定着支援利用者数については令和5年度までに達成しているため、本市では独自の数値目標を設定します。



【目標値の設定】

① 一般就労移行者数

令和 8 年度における一般就労移行者数	
目標値	30 人
令和 4 年度の一般就労移行者数 (22 人) × 1.28 倍以上	

② 事業別の一般就労移行者数

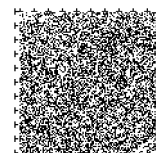
令和 8 年度の一般就労移行者数				
事業	就労移行支援	就労継続支援 A 型	就労継続支援 B 型	合計
目標値	25 人	1 人	4 人	30 人
就労移行支援事業 : 令和 4 年度の一般就労移行者数 (19 人) × 1.31 就労継続支援 A 型事業 : 令和 4 年度の一般就労移行者数 (0 人) × 1.29 就労継続支援 B 型事業 : 令和 4 年度の一般就労移行者数 (3 人) × 1.28 ※ 就労継続支援 A 型事業の実績が 0 人のため、目標値を 1 人とします。				

③ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者が 5 割以上の事業所数

令和 8 年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者が 5 割以上の事業所数	
目標値	2 か所
令和 8 年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者が 5 割以上の市内事業所は、2 か所を目指します。	

④ 就労定着支援利用者数

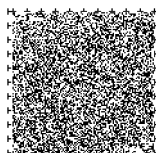
令和 8 年度の就労定着支援利用者数	
目標値	51 人
令和 4 年度の就労移行支援事業等を利用しての一般就労移行者 (36 人) × 1.41	



⑤ 就労定着率の高い就労定着支援事業所数

令和 8 年度末の就労定着率※が 7 割以上の就労定着支援事業所数	
目標値	2 か所
令和 8 年度の就労定着率が 7 割以上の市内事業所は、2 か所を目指します。	

※ 就労定着率とは、過去 3 年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合のことです。



(5) 就労支援センター事業の充実

【事業の内容】

市では、障がいのある人が、障がいのない人と共に社会経済活動に参加し、能力を十分に発揮できるよう、様々な支援を行う「障がい者就労支援センター」を障がい者福祉課に設置しています。就労を希望する障がい者の相談に応じ、個々の状況に応じた就労支援を行います。

障がい者雇用を考えている事業所の情報を、埼玉県障害者雇用総合サポートセンター※へ提供し、障がい者の受入可能な事業所を開拓しています。

※ 埼玉県障害者雇用総合サポートセンターでは、企業の障がい者雇用について、雇用開拓から企業支援、定着支援まで一連の支援を行っています。

【新座市の目標】

就労に支援を必要とする全ての障がい者を対象とした就労支援、職場実習を実施するとともに、就労中の障がい者に対する巡回訪問等、就労後の職場への定着に向けた支援の強化を図ります。

また、働く障がい者が増加する中、埼玉県障害者雇用総合サポートセンター及び公共職業安定所等の各関連機関とも連携を図り、情報提供に努めるとともに、就労支援体制の充実を図ります。

【目標値の設定】

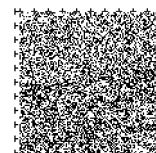
区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（目標値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
就労支援センター登録者数のうち就労している人数	181人	184人	190人	195人	200人	205人
企業実習者数	4人	5人	4人	5人	5人	5人
企業に就労した人数	19人	25人	20人	20人	20人	20人
就労企業数	145社	149社	145社	150社	152社	154社
	新規	12社	16社	13社	15社	15社
職場への定着に向けた支援回数	223回	224回	250回	250回	270回	290回
延べ職場実習人数	701人	591人	625人	630人	630人	630人

※ 令和5年度は実績見込値です。

※ 企業実習は、一般就労を目指して企業内において技術や就労のルール等を学習します。

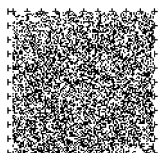
※ 職場への定着に向けた支援は、就労した障がい者（企業）への巡回回数です。

※ 職場実習は、就労に向けて市役所等の職場内において実習を行います。



【参考：障がい者就業・生活支援センターについて】

市の障がい者就労支援センターの事業とは別に、障害者就業・生活支援センターSWANが、県の事業として南西部を対象に就業と生活の支援を必要とする障がい者に対し、相談や職場訪問、家庭訪問等を実施し、就業面と生活面の一体的な相談支援を行っています。



(6) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

【国及び県の基本指針等】

〔国〕 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

また、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

〔県〕 国基本指針のとおり

【新座市の目標】

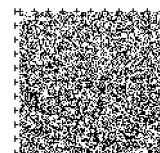
児童発達支援センターについては、地域における障がい児支援の中核的な機関としての支援体制の整備を図ります。

保育所等訪問支援については、令和5年8月1日現在、市内には新座市児童発達支援センターのほか6事業所が開設しています。

児童発達支援センターや新座市地域自立支援協議会子ども部会と連携し、関係機関への事業の周知を図るとともに、利用者のニーズを把握し、支援を必要とする児童が利用しやすい環境整備を図ります。

【目標値の設定】

区分	令和8年度
	目標
児童発達支援センターの設置数	1か所
保育所等訪問支援の体制の構築	実施



(7) 重症心身障がい児を支援する事業所の確保

【国及び県の基本指針等】

〔国〕 令和8年度末までに、主に重症心身障害児[※]を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

〔県〕 国基本指針のとおり

※ 重症心身障がい児とは、重度の知的障がい（療育手帳の程度が㊦又はA）と重度の肢体不自由（身体障がい者手帳の等級が1級又は2級）が重複している児童のことを言います。

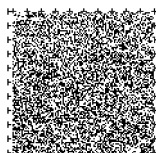
【新座市の目標】

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所はありますが、令和5年8月1日現在、市内には重症心身障がい児を主な対象とする事業所はありません。

市内外の重症心身障がい児を対象とする障がい児通所支援事業所との連携を進めます。

【目標値の設定】

区分	令和8年度
	目標
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	検討
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	検討



(8) 医療的ケア児のための支援の充実

【国及び県の基本指針等】

〔国〕 令和8年度末までに、県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーター※を配置することを基本とする。

なお、市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

〔県〕 国基本指針のとおり

なお、市町村計画には、協議の場の設置及び医療的ケア児等コーディネーターの配置という記載だけでなく、各市町村で医療的ケア児とその家族のニーズに応えることができ、個別支援が可能となる体制を具体的に記載することが望ましい。

※ 医療的ケア児等に関するコーディネーターとは、医療的ケア児等の支援を総合調整する人のことを言います。

保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐこととされています。

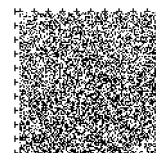
【新座市の目標】

令和3年11月に関係機関等が連携を図るための協議の場として新座市医療的ケア児支援事業検討会議を設置し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を目的に情報共有や検討を行っています。また、令和5年度中に医療的ケア児等コーディネーターも配置する見込みです。

医療的ケア児の支援に当たっては、個別支援を通じた医療的ケア児に関する地域課題の抽出や医療的ケア児等コーディネーターの効果的な配置の充実を図ります。

【目標値の設定】

区分	令和8年度末
	目標
医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の充実	実施
医療的ケア児等に関するコーディネーターの充実	実施



(9) 相談支援体制の充実・強化等

【国及び県の基本指針等】

〔国〕 相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

〔県〕 国基本指針のとおり

【新座市の目標】

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを2か所設置しています。

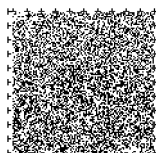
障がい者福祉課及び基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を継続し、連携して相談支援体制の充実及び強化を図ることを目標とします。

基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化とは、指定特定相談支援事業所に対して、指導・助言を行ったり、人材育成に係る研修会等を開催したり、新座市地域自立支援協議会相談支援部会と連携強化の取組を行うことを想定しています。

また、新座市地域自立支援協議会と基幹相談支援センターとが連携し、個別事例の検討を通じた地域課題の抽出により、地域サービス基盤の開発・改善等に取り組みます。

【目標値の設定】

区分	令和8年度
	目標
基幹相談支援センターの設置	実施
協議会における事例検討の実施	実施



(10) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国及び県の基本指針等】

〔国〕 県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。

また、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、下記に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

- 1 県が実施する研修への市町村職員の参加
- 2 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果共有体制の構築と実施
- 3 県が実施する指導監査の適正実施と共有体制の構築及び共有

〔県〕 国基本指針のとおり

【新座市の目標】

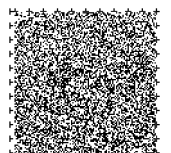
障害者総合支援法の具体的な内容を理解するため、県等が実施する研修に積極的に参加します。

また、障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を活用し、事業所と情報共有するとともに、システムを活用した障がい福祉サービス等の利用状況の把握や検証を実施します。

さらに、県が実施する障がい福祉サービス事業者等への指導監査結果を共有し、障がい福祉サービス等の質の向上に努めます。

【目標値の設定】

区分	令和8年度
	目標
障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組	実施
障がい福祉サービス等の利用状況の把握・検証	実施
障がい福祉サービス等の質の向上へ向けた体制の構築	実施



第3節 サービスの見込量と確保策

1 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

【サービスの概要】

訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護の総称で、各サービスの内容は下表のとおりです。ここでは、居宅介護を含む支援である重度障がい者等包括支援も訪問系サービスと捉えます。

サービス名	内容
居宅介護	居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等を提供する。
重度訪問介護	重度の障がい者であって常時介護を要する障がい者に対し、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護その他のサービス及び外出時における移動中の介護を総合的に提供する。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、その他の便宜を供与する。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者のうち、常時介護を要する障がい者に対し、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行う。
重度障がい者等包括支援	常時介護を要する障がい者のうち、介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護及びその他の障がい福祉サービスを包括的に提供する。

【利用者像】

〔居宅介護〕

障がい支援区分※1以上の障がい者

〔重度訪問介護〕

障がい支援区分4以上で、一定の基準を満たす重度の障がい者

〔同行援護〕

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有し、一定の基準を満たす障がい者等

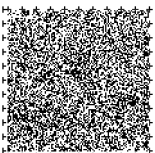
〔行動援護〕

障がい支援区分3以上であって、知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者

〔重度障がい者等包括支援〕

障がい支援区分6に該当し、意思疎通に著しい困難を有し、四肢全てに麻痺があり寝たきり状態にある障がい者

※ 障がい支援区分とは、障害者総合支援法で定められている障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものです。障がい者からのサービス支給に係る申請に応じ、市町村審査会等を経て認定を行います。非該当及び区分1から区分6までの区分があり、区分6が支援の度合いが最も高いです。



【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、本市をサービスの提供地域としている事業所は、市内に19か所あり、県内（さいたま市、川越市、越谷市、和光市及び川口市を除く。）では、63か所（休止している事業所も含む。）あります。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

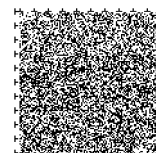
障がい者手帳の取得人数の増加に伴い、訪問系サービス利用者数や利用時間は今後も増加が見込まれます。

特に重度訪問介護、同行援護及び行動援護については、サービス提供事業所の整備や人材確保に努めます。

表 訪問系サービス 実績値と計画値 [月間]

区分	サービス名	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数 （人）	居宅介護	193	201	210	219	228	238
	重度訪問介護	17	16	17	18	18	19
	同行援護	39	37	37	37	37	37
	行動援護	1	1	1	1	1	1
	重度障がい者等 包括支援	0	0	0	0	0	0
合計		250	255	265	275	284	295
利用時間 （時間）	居宅介護	3,626	3,774	3,925	4,107	4,275	4,463
	重度訪問介護	6,778	6,446	6,778	7,213	7,237	7,666
	同行援護	881	806	806	811	816	821
	行動援護	5	4	4	6	6	6
	重度障がい者等 包括支援	0	0	0	0	0	0
合計		11,290	11,030	11,513	12,137	12,334	12,956

※ 令和5年度は実績見込値です。



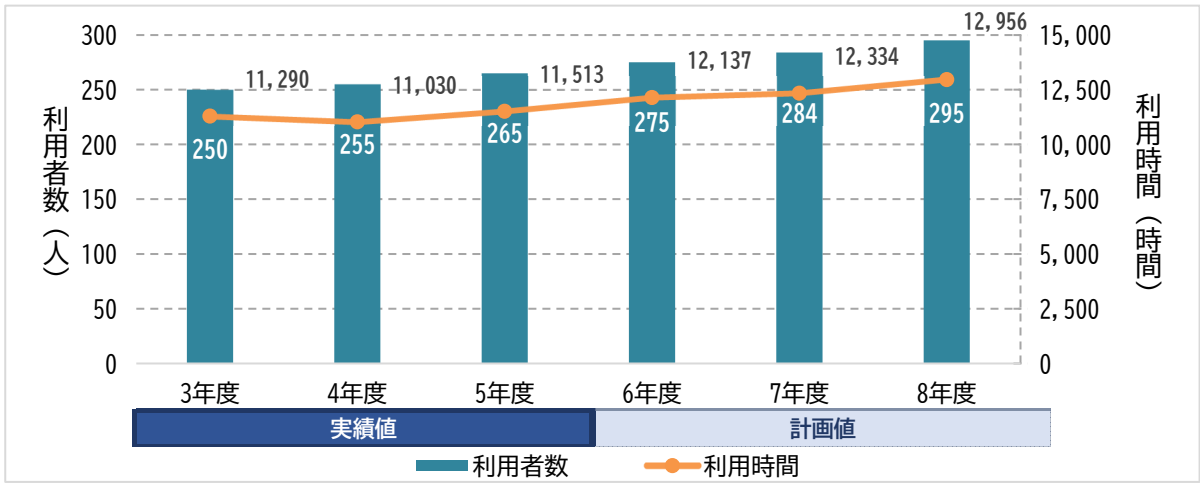
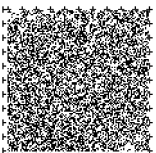


図 訪問系サービス 実績値と計画値



(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

【サービスの概要】

生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護を要する障がい者に対し、主として昼間、障がい者支援施設等で入浴、排せつ、食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

【利用者像】

- 障がい支援区分3以上の障がい者（施設入所にあつては、障がい支援区分4以上）
- 50歳以上の場合は、障がい支援区分2以上の障がい者（施設入所にあつては、障がい支援区分3以上）

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内7か所のほか、朝霞地区4市で運営する「すわ緑風園」があり、県内では527か所です。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

事業の特性上、一度通所した利用者が退所することが少ない事業所であることに加え、特別支援学校の卒業生の進路先になっていること等の理由から利用者の増加が見込まれますが、近年の日中サービス支援型共同生活援助事業所の増加により、一定程度生活介護利用者数が抑えられていることが想定されます。

市内における新たな事業所の確保に努めるとともに、指定特定相談支援事業所と密に連携し、生活介護を利用したい者が実際に利用できるよう、市外の事業所との連携を強化することによりサービス提供の確保に努めます。

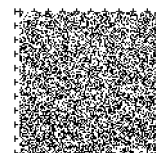
また、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する者、医療的ケアを必要とする者等の重度障がい者のニーズや、支援が必要な者の把握に努めます。

表 生活介護 実績値と計画値

[月間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	211	213	215	217	219	221
利用日数（日）	4,136	4,169	4,202	4,247	4,286	4,326

※ 令和5年度は実績見込値です。



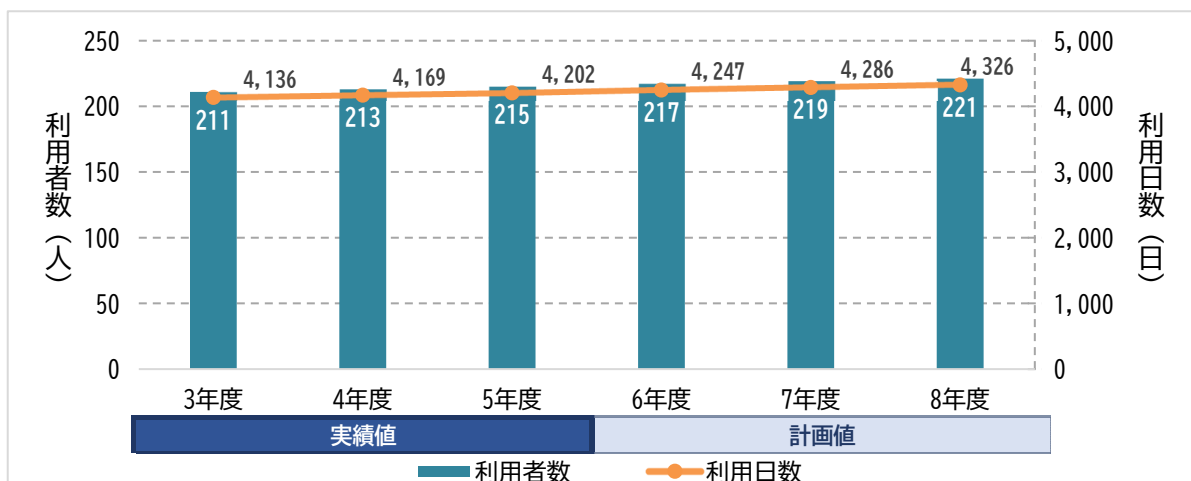


図 生活介護 実績値と計画値

表 生活介護（強度行動障がい） 計画値 [月間]

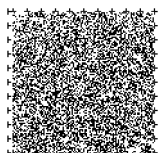
区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	109	114	119

表 生活介護（高次脳機能障がい） 計画値 [月間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	3	4	5

表 生活介護（医療的ケアを必要とする者） 計画値 [月間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	11	11	11



② 自立訓練（機能訓練）

【サービスの概要】

自立訓練（機能訓練）は、地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・回復等のため、一定の支援が必要な障がい者に対し、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を提供します。

【利用者像】

- 入所施設・病院を退所・退院し、地域生活への移行等を図る上で、身体機能の維持・回復等の支援や身体的リハビリテーションの継続が必要な障がい者
- 特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、サービスを提供している事業所は市内にはありませんが、県内では国立障害者リハビリテーションセンターを含め13か所あります。

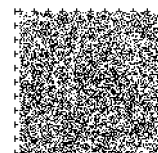
【第7期計画の見込量と確保の方策】

利用者が限られていることもあり、過去の利用実績から、月間2人の利用を見込んでいます。今後も、円滑にサービスを提供できるよう指定特定相談支援事業所、入所施設、病院等の各関係機関と連携し、周知を図ります。

表 自立訓練（機能訓練） 実績値と計画値 [月間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	2	1	2	2	2	2
利用日数（日）	36	7	44	44	44	44

※ 令和5年度は実績見込値です。



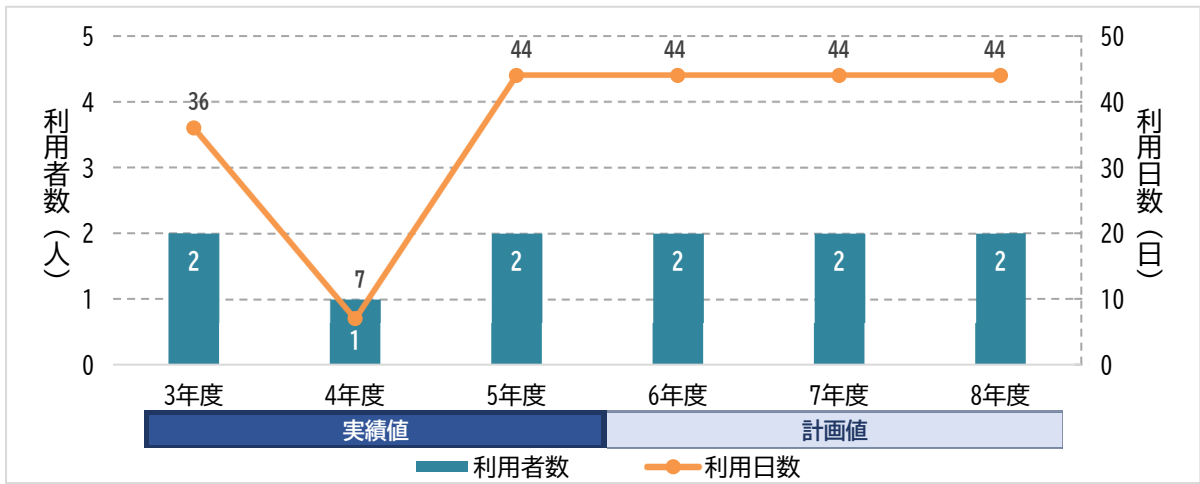
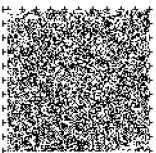


図 自立訓練（機能訓練） 実績値と計画値



③ 自立訓練（生活訓練）

【サービスの概要】

自立訓練（生活訓練）は、地域生活を営む上で、一定の支援が必要な障がい者に対し、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援等を提供します。

【利用者像】

- 入所施設・病院を退所・退院し、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な障がい者
- 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、市内にサービスを提供する事業所はありませんが、県内では国立障害者リハビリテーションセンターを含め58か所あります。

また、近年ではいわゆる「リワーク（復職）支援」を行う生活訓練事業所が増加しています。

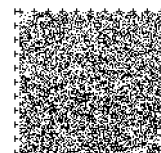
【第7期計画の見込量と確保の方策】

今後、入所施設や病院から地域生活への移行が促進され、このサービスの必要性が高まっていくと考えられることから、事業所の整備を促進するとともに、利用希望者の適性に合った支援を行います。また、通所事業所や病院など各関係機関との連携を図り、情報の把握に努めるとともに、就労移行支援等の他のサービスを考慮して、利用者にとって適切な支援を行います。

表 自立訓練（生活訓練） 実績値と計画値 [月間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	10	13	17	19	21	24
利用日数（日）	140	185	244	278	307	351

※ 令和5年度は実績見込値です。



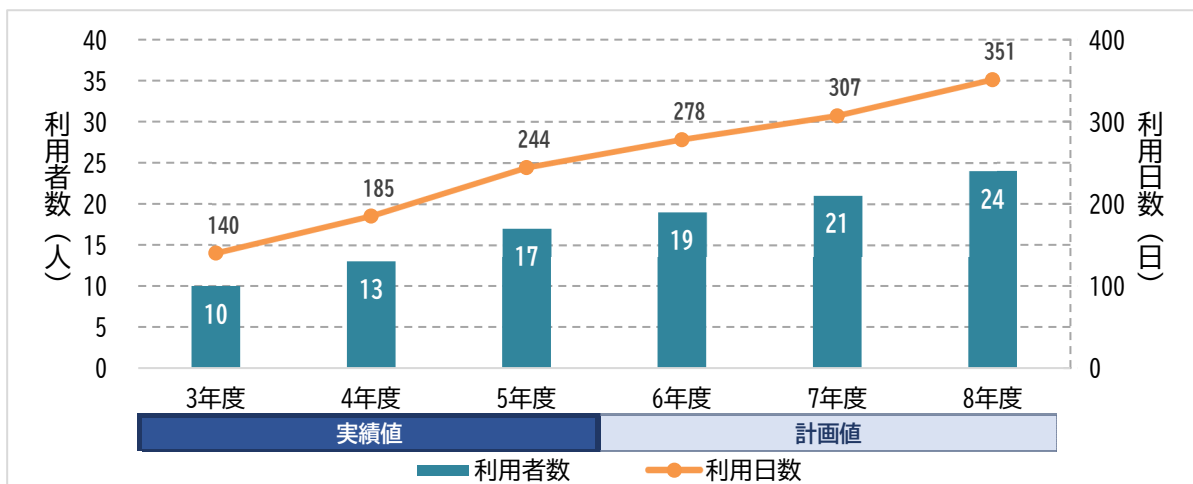
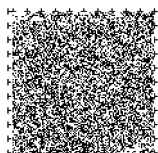


図 自立訓練（生活訓練） 実績値と計画値



④ 就労選択支援

【サービスの概要】

就労選択支援は、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

【利用者像】

- 特別支援学校卒業者、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を新たに利用する者
- 就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を現に利用している者

【サービス提供基盤の状況】

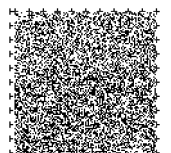
新規の事業であり、事業所開所等の情報はまだ把握できません。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

このサービスは、改正障害者総合支援法の公布後3年の範囲内において政令で定める日に施行することとされており、令和5年8月1日現在、詳細は示されていません。今後詳細等が示され次第、事業所の整備を促進するとともに、利用希望者の適性に合った支援を検討します。

表 就労選択支援 計画値 [年間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	0	3	5



⑤ 就労移行支援

【サービスの概要】

就労移行支援は、一般就労を希望し、就労が見込まれる障がい者に対し、生産活動、実習、職場探し等の活動を通じて、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練等を提供します。

【利用者像】

- 就労を希望するものの、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の障がい者
- あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等の免許を取得することにより、就労を希望する障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内は2か所、県内では訓練等の提供事業所が198か所及び養成施設が国立障害者リハビリテーションセンターの1か所です。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

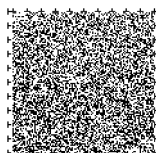
障がい者の雇用対策の促進に伴い、今後もサービスの利用は増加していくものと見込まれます。事業所の整備を促進するとともに、訓練の内容が多様であるため、利用希望者に合った支援を行います。

表 就労移行支援 実績値と計画値

[月間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	70	85	103	103	113	125
利用日数（日）	1,193	1,388	1,610	1,742	1,911	2,114

※ 令和5年度は実績見込値です。



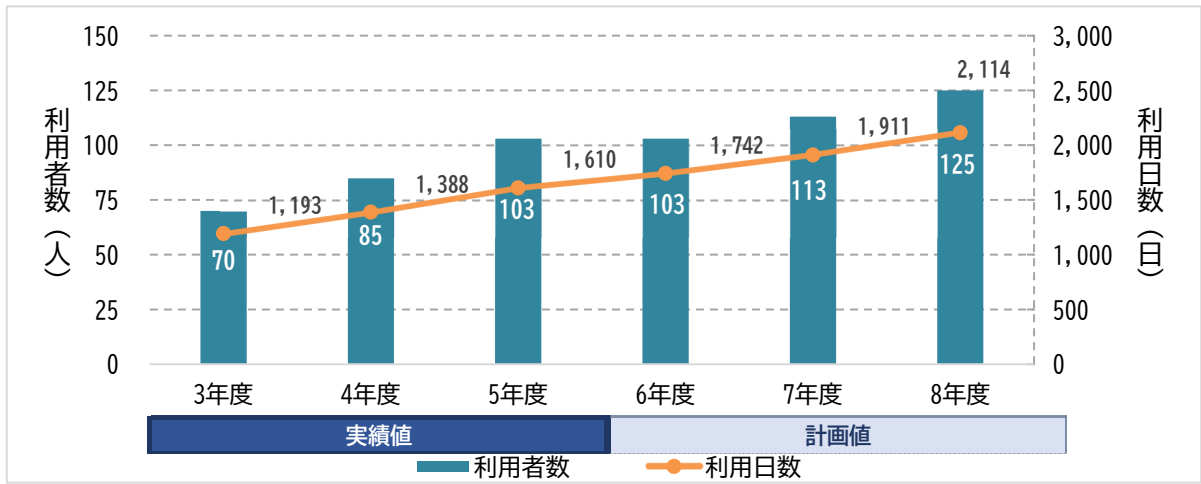
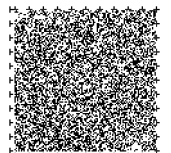


図 就労移行支援 実績値と計画値



⑥ 就労継続支援A型

【サービスの概要】

就労継続支援A型は、一般就労が困難な障がい者で、雇用契約に基づく就労が可能な者に対し、利用者と事業者が雇用関係を結び、就労の機会の提供をするとともに、生産活動やその他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を提供します。

【利用者像】

- 就労移行支援事業を利用したものの、企業等の雇用に結び付かなかった障がい者
- 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったものの、企業等の雇用に結び付かなかった障がい者
- 企業等を離職した者等就労経験のある人で、現在雇用関係がない障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内は1か所、県内では120か所です。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

就労継続支援B型事業所の利用者には、就労継続支援A型事業所への移行の可能性のある利用者もいることが考えられます。指定特定相談支援事業所や就労継続支援B型事業所が連携を図り、利用者の適性に合った支援ができるよう働き掛けます。

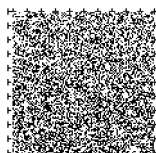
また、市内事業所が1か所のみのため、整備を促進する必要があります。市内や近隣での事業所の開設情報等の把握に努め、利用を希望する者に対して、周知を図ります。

表 就労継続支援A型 実績値と計画値

[月間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	30	30	30	31	33	34
利用日数（日）	547	539	539	564	600	619

※ 令和5年度は実績見込値です。



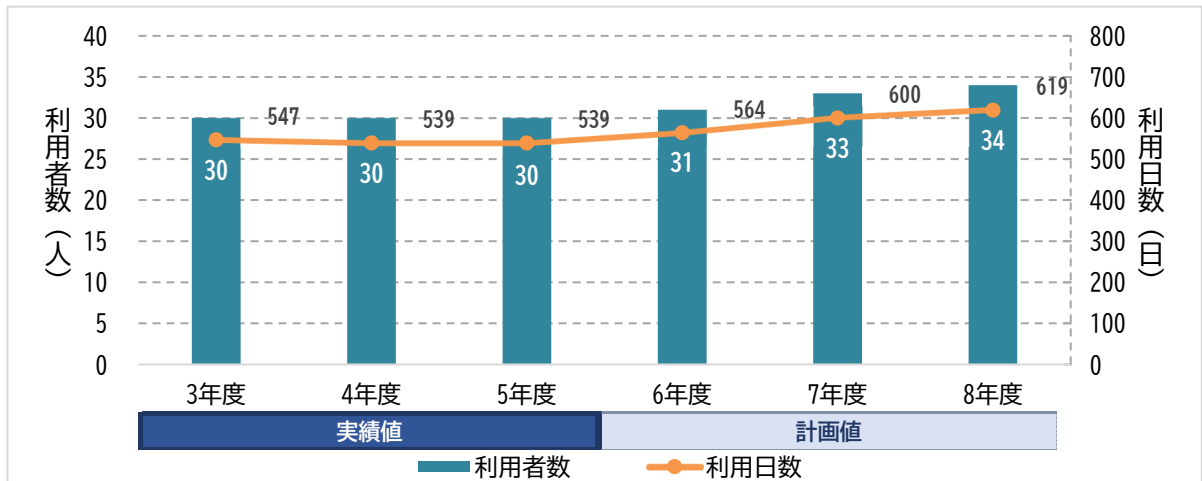
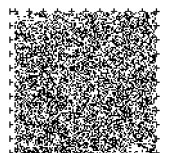


図 就労継続支援A型 実績値と計画値



⑦ 就労継続支援B型

【サービスの概要】

就労継続支援B型は、就労移行支援事業等を利用したものの一般企業等への雇用に結び付かない人や、一定年齢に達している人等に対し、通所により就労や生産活動の機会を提供します。

【利用者像】

- 就労経験があるものの、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった障がい者
- 就労移行支援事業を利用した結果、企業や就労継続支援A型（雇用型）への雇用に結び付かなかった障がい者
- 上記に該当しない人のうち、50歳に達している障がい者又は障がい基礎年金1級受給者等

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内は8か所、県内では586か所です。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

今後も利用希望者の増加が見込まれます。

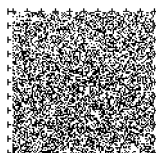
市内における新たな事業所の確保に努めるとともに、市外の事業所との連携を強化することによりサービス提供の確保に努めます。

表 就労継続支援B型 実績値と計画値

[月間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	259	259	265	269	274	279
利用日数（日）	3,999	4,000	4,091	4,155	4,232	4,309

※ 令和5年度は実績見込値です。



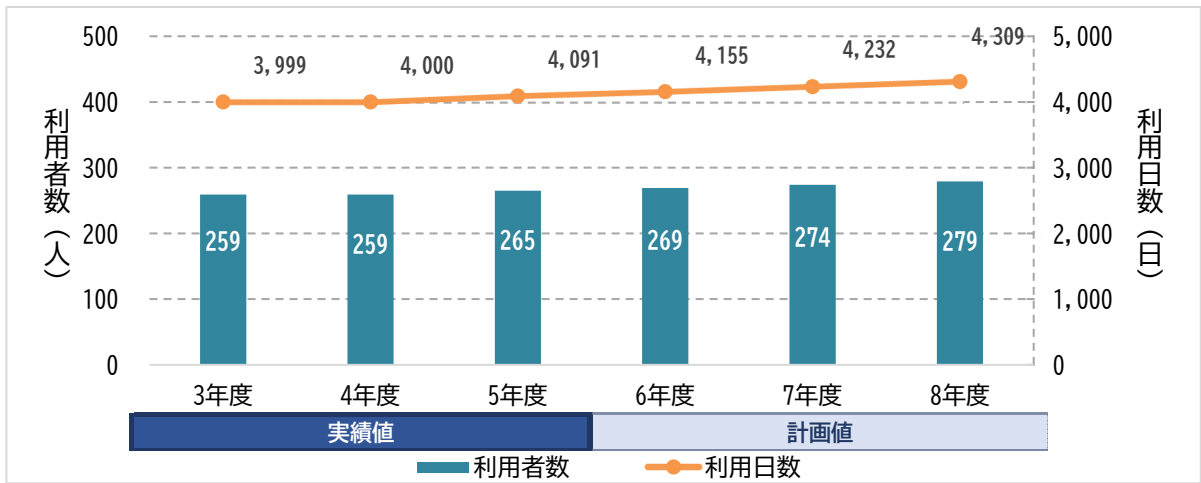
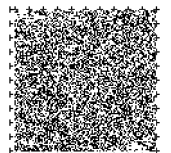


図 就労継続支援B型 実績値と計画値



⑧ 就労定着支援

【サービスの概要】

就労定着支援は、一般就労へ移行した障がい者について、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、就労の継続を図るための関係機関との連絡調整を行うとともに、就労に伴う生活面の課題に対し、必要な指導・助言等を行います。

【利用者像】

- 就労移行支援等の利用を経て一般就労した障がい者で、就労を継続している期間が6か月を経過した者

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内は2か所、県内では110か所です。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

一般就労した障がい者が継続して就労していくために、有効な支援と考えています。就労移行支援等を利用した者が対象であるため、就労に関する相談の際に、就労移行支援等と併せて制度の周知を行います。

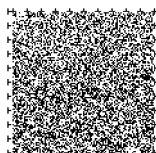
また、就労定着支援事業所が指定特定相談支援事業所や就労移行支援事業所等と連携できるよう働き掛けるとともに、利用者の適正に合った支援ができるよう努めます。

表 就労定着支援 実績値と計画値

[月間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	28	36	46	54	66	81

※ 令和5年度は実績見込値です。



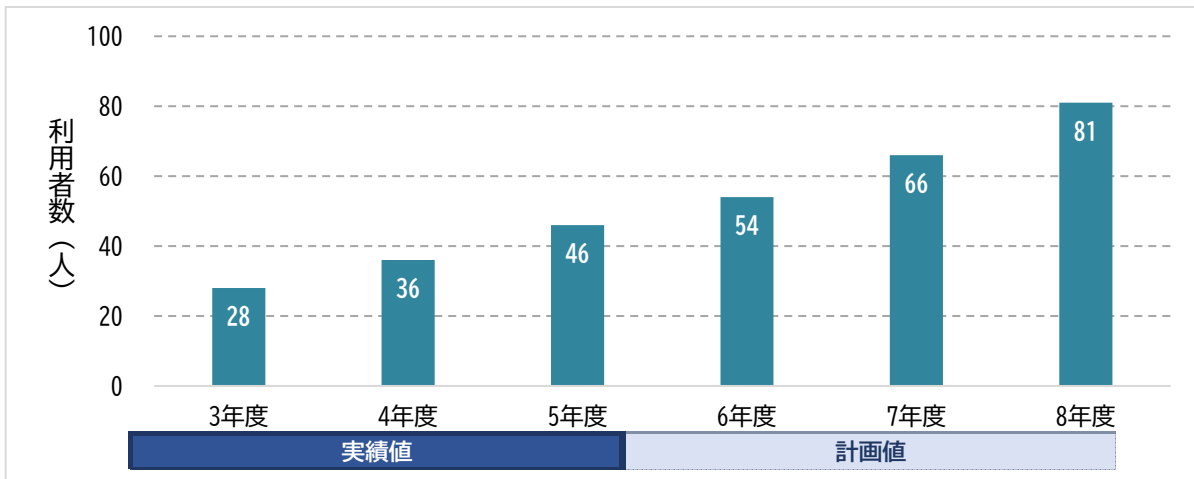
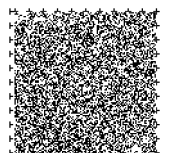


図 就労定着支援 実績値と計画値



⑨ 療養介護

【サービスの概要】

療養介護は、医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者に対し、主として昼間に病院・施設において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の支援を行います。

【利用者像】

- 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障がい支援区分6の障がい者
- 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって、障がい支援区分5以上の障がい者
- 一定の医療的ケアが必要な者であって、医療的ケアの度合いによっては強度行動障がい又は遷延性意識障がいのある障がい支援区分5以上の障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、市内でサービスを提供している施設（病院）はなく、県内では8か所となっています。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

このサービスは、利用者が限られていることから、利用者数は横ばいになることを見込んでいます。

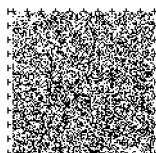
入所の希望があった際には、入所に向けて医療機関等と連携を図ります。

表 療養介護 実績値と計画値

[月間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	19	20	21	21	21	21
利用日数（日）	577	611	639	639	639	639

※ 令和5年度は実績見込値です。



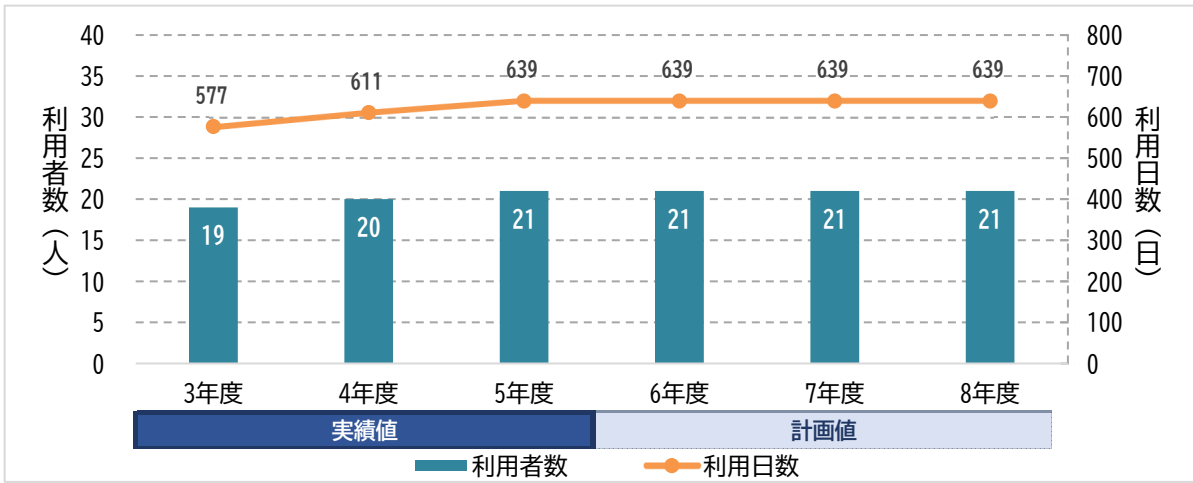
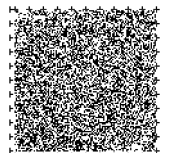


図 療養介護 実績値と計画値



⑩ 短期入所（福祉型、医療型）

【サービスの概要】

短期入所（福祉型、医療型）は、介護者の疾病その他の理由で障がい者支援施設やグループホームに短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

【利用者像】

- 障がい支援区分1以上の障がい者
- 医療型はこれに加え、療養介護対象者、重症心身障がい児、遷延性意識障がい者等、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン系疾病を有する人

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内は福祉型の8か所があり、県内では福祉型及び医療型を合わせて345か所あります。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

介護者の疾病等での利用、グループホームへの入居を視野に入れた集団生活を経験するための利用等の需要から、サービスの利用は増加が見込まれます。

障がい者支援施設や一部のグループホームが短期入所サービスの対応を行っていますが、確保できるベッド数に限りがあることや、利用前の面接や体験入所を必要としている事業所もあることから、緊急時の利用に限らず受入れが困難な状況があります。また、空床があっても遠方の事業所を利用する際は、交通手段がない等の課題があります。

このため、市内における新たな事業所の確保に努めるとともに、緊急時の受入先の確保や事業所の受入状況についての情報収集を行い、サービス提供基盤の確保につなげていきます。

また、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する者、医療的ケアを必要とする者等の重度障がい者のニーズや、支援が必要な者の把握に努めます。

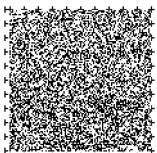


表 短期入所（福祉型、医療型） 実績値と計画値

[月間]

区分		第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
福祉型	利用者数（人）	14	18	23	25	29	35
	利用日数（日）	70	170	159	187	217	262
医療型	利用者数（人）	1	1	1	1	1	1
	利用日数（日）	5	5	5	5	5	5
合計	利用者数（人）	15	19	24	26	30	36
	利用日数（日）	75	175	164	192	222	267

※ 令和5年度は実績見込値です。

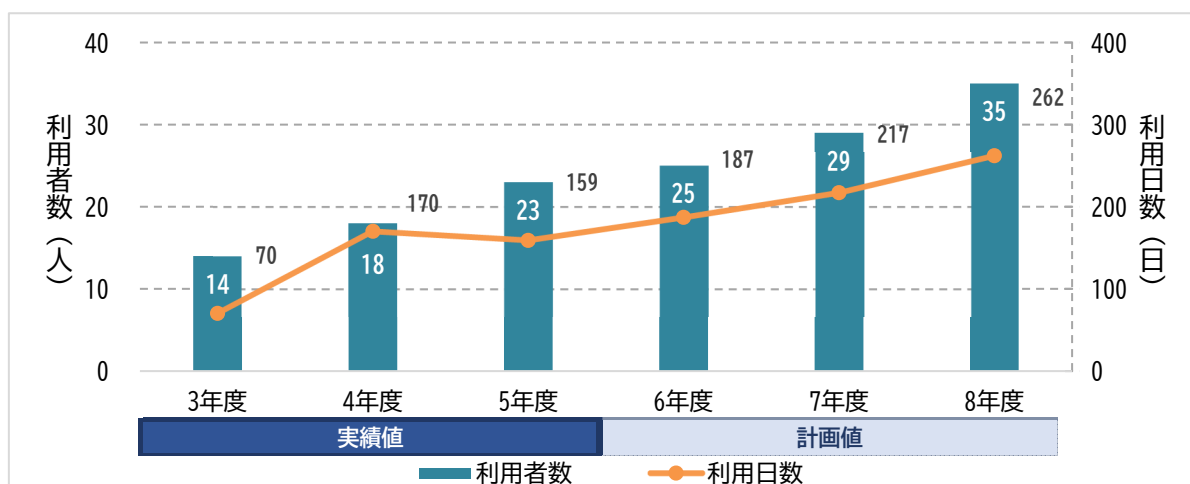


図 短期入所（福祉型） 実績値と計画値

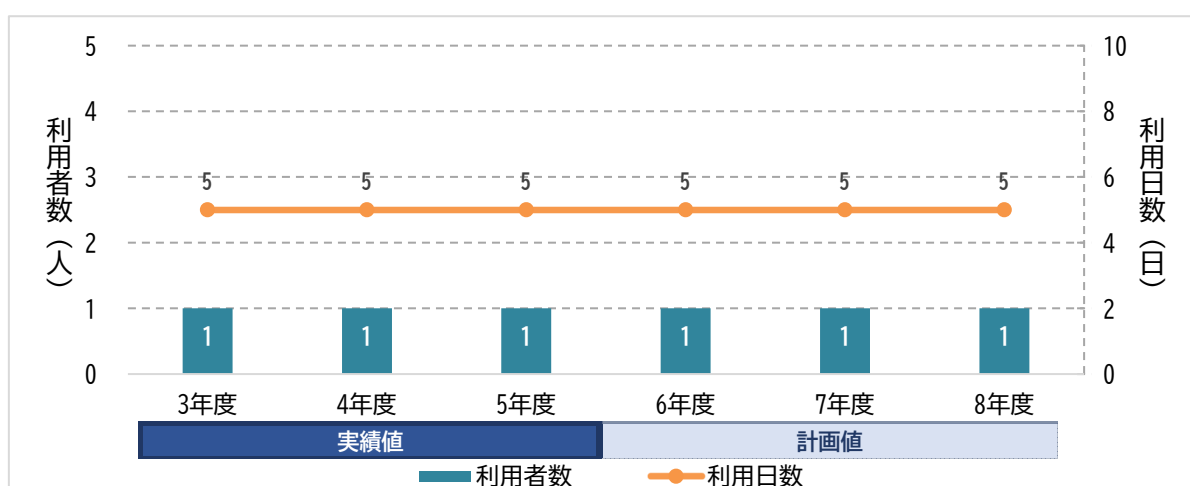


図 短期入所（医療型） 実績値と計画値

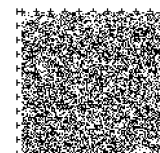


表 短期入所（強度行動障がい） 計画値 [月間]

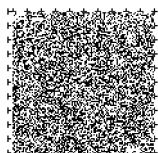
区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	10	12	15

表 短期入所（高次脳機能障がい） 計画値 [月間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	1	1	1

表 短期入所（医療的ケアを必要とする者） 計画値 [月間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	5	5	5



(3) 自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援・地域生活支援拠点等

① 自立生活援助

【サービスの概要】

自立生活援助は、障がい者支援施設やグループホーム等を利用していただいていた障がい者で一人暮らしを希望する人に対し、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために必要な助言や医療機関等との連絡調整等、適時のタイミングで適切な支援を行います。

【利用者像】

- 障がい者支援施設やグループホーム等を利用していただいていた障がい者で一人暮らしを希望する人等

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内は1か所、県内（さいたま市、川越市、越谷市、和光市及び川口市を除く。）では21か所です。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

将来一人暮らしをしたいと考えている障がい者が多くいるため、本人や施設及び病院等に対して制度の周知や利用に向けた支援を行っていくことで、利用希望者を把握する必要があります。

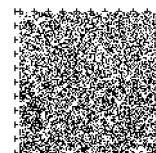
また、居宅介護や地域定着支援等の他のサービスを考慮して、利用者にとって適切な支援を行います。

さらに、市内に1事業所のみのため、サービス提供基盤の整備を図ります。

表 自立生活援助 実績値と計画値 [月間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	6	5	6	6	6	6

※ 令和5年度は実績見込値です。



② 共同生活援助（グループホーム）

【サービスの概要】

共同生活援助（グループホーム）は、障がい者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助等を行います。

また、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退去後の相談に応じます。

【利用者像】

- | |
|--|
| ○ 就労又は就労移行支援等の日中活動を利用している障がい者で、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の援助を必要とする人 |
|--|

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内は24か所、県内（さいたま市、川越市、越谷市、和光市及び川口市を除く。）では1,187か所です（サテライト型住居は本体住居の住所と同一であっても別事業所とします。）。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

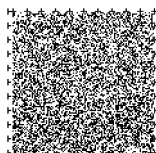
グループホームの整備については、一定の成果がみられています。しかし、親亡き後を見据え、グループホームの利用を希望する障がい者の数も増えていることや、施設・医療機関からの地域移行を希望する障がい者の居住の場として、グループホームの需要は更に増加する見込みです。そのため、指定特定相談支援事業所及び共同生活援助事業所と連携しながら、利用者のニーズに合った利用支援を図ります。

また、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する者、医療的ケアを必要とする者等の重度障がい者のニーズや、支援が必要な者の把握に努めます。

表 共同生活援助（グループホーム） 実績値と計画値 [月間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	114	132	152	172	195	222
利用日数（日）	3,242	3,772	4,375	4,903	5,558	6,328

※ 令和5年度は実績見込値です。



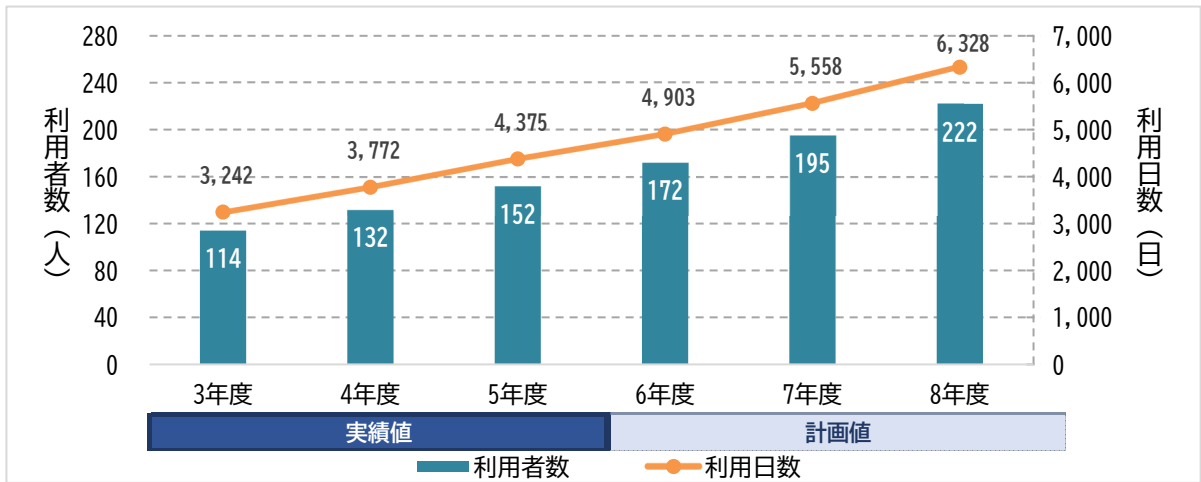


図 共同生活援助（グループホーム） 実績値と計画値

表 共同生活援助（グループホーム）（強度行動障がい）

計画値 [月間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	28	32	37

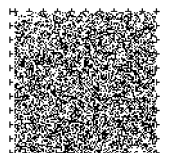
表 共同生活援助（グループホーム）（高次脳機能障がい）

計画値 [月間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	3	3	3

表 共同生活援助（グループホーム）（医療的ケアを必要とする者） 計画値 [月間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	2	2	2



③ 施設入所支援

【サービスの概要】

施設入所支援は、夜間において介護が必要な人や、通所が困難な生活介護、自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

【利用者像】

- 生活介護を受けている人のうち、障がい支援区分が4以上の障がい者（50歳以上の場合は区分3以上）
- 自立訓練、就労移行支援を受けている人で、次のいずれかに該当する障がい者
 - ・生活能力から単身の生活が困難な障がい者
 - ・地域の社会資源の状況から、通所することが困難な障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、市内でサービスを提供している施設はありませんが、朝霞地区4市で運営する「すわ緑風園」のほか、近隣では朝霞市の「あさか向陽園」がサービスを提供しています。県内では105か所です。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

家族の高齢化、障がいの重度化や親亡き後を見据え、サービス利用希望者の増加が見込まれます。

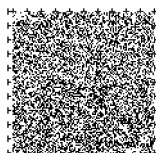
増加する需要に対して施設が不足しているため、本人の現状把握と県への迅速な入所調整依頼に努めるとともに、今後も県及び近隣自治体と連携し、広域的な観点から施設の整備を促進します。

表 施設入所支援 実績値と計画値

[月間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	92	89	89	89	90	90
利用日数（日）	2,773	2,668	2,668	2,666	2,696	2,696

※ 令和5年度は実績見込値です。



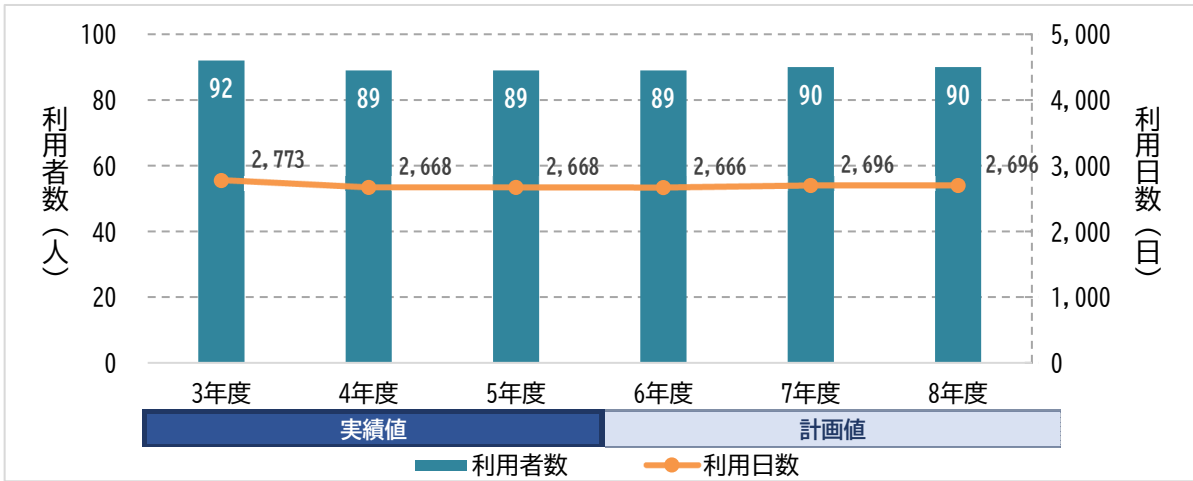
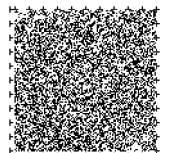


図 施設入所支援 実績値と計画値



④ 地域生活支援拠点等

【サービスの概要】

地域生活支援拠点等は、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」等を見据え、緊急対応を円滑に行うため又は緊急対応とならないよう準備するための機能等（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものです。

5つの機能を集約し、共同生活援助事業所や障がい者支援施設等にその機能を付加した「多機能拠点整備型」、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」などの整備手法があり、本市では「面的整備型」での整備としています。

【利用者像】

- 緊急対応が必要な障がい者やその家族
- 緊急対応とならないように準備する必要のある障がい者やその家族

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、実施していません。令和5年度に、地域生活支援拠点等を1か所確保する見込みです。

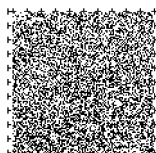
【第7期計画の見込量と確保の方策】

緊急にならない地域づくりが障がい者及びその家族の安心につながることを念頭に置きつつ、利用者のニーズの把握、近隣自治体の状況を参考にしながら、実効性のある地域生活支援拠点等の機能充実に向けて検討していくため、協力事業者の増加や関係機関等と検討、協議を進めます。また、強度行動障がい有者に対する支援体制整備のため、地域生活支援拠点等に緊急時に対応できる短期入所等を整備することを検討します。

表 地域生活支援拠点等 実績値と計画値 [年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
設置箇所数	0	0	1	1	1	1
コーディネーターの配置人数（人）	-	-	-	0	0	1
機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数（回）	0	4	6	6	6	6

※ 令和5年度は実績見込値です。



(4) 相談支援

① 計画相談支援

【サービスの概要】

計画相談支援は、サービス等利用計画についての相談及び作成等の支援が必要な場合に、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

【利用者像】

- 障がい福祉サービスを利用する障がい者で、市がサービス等利用計画案の提出を求めた人
- その他の障がい福祉サービス事業者等との連絡調整や相談対応等を必要とする障がい者等やその家族（サービス等利用計画案の提出を求めた人を除く。）

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、市内でサービスを提供している事業所は16か所です。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

障がい者のサービス利用者は、今後も増加していくものと見込まれますが、現状で既に市内事業所の相談支援専門員は不足している状況があります。

そのため、引き続き通所事業所等の新規開所相談時に指定特定相談支援事業所の併設を依頼すること、他市の事業所との連携を一層強化することで見込量の確保に努めます。

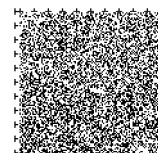
また、市内団体による相談支援従事者初任者研修を実施する場合は、相談支援専門員の充足状況を勘案しながら、必要な協力を行います。

表 計画相談支援 実績値と計画値

[年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	971	1,034	1,096	1,164	1,237	1,315

※ 令和5年度は実績見込値です。



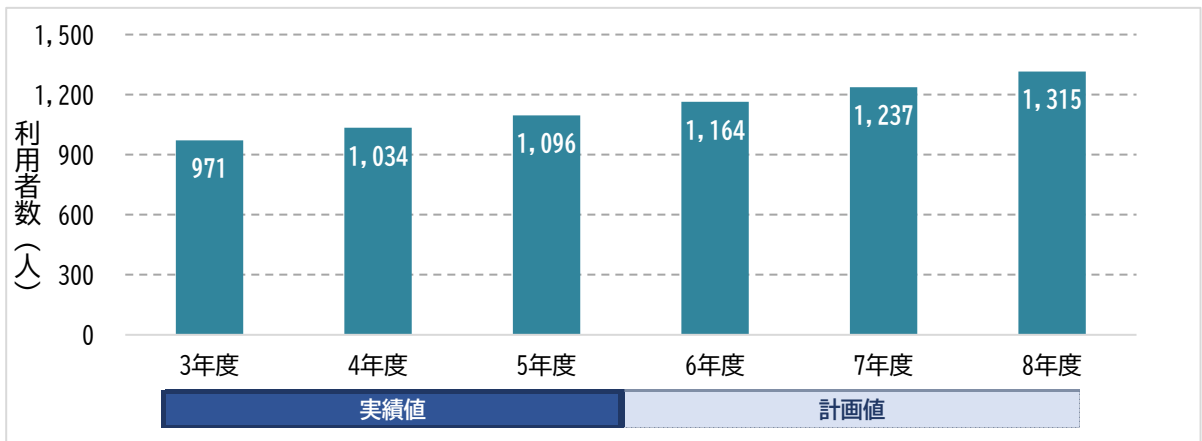
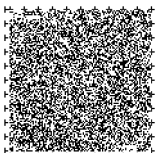


図 計画相談支援 実績値と計画値



② 地域移行支援

【サービスの概要】

地域移行支援は、入所施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のため障がい福祉サービス事業所への同行支援等を行うものです。

【利用者像】

- 障がい者支援施設等に入所している障がい者
- 精神科病院に入院している精神障がい者
- 救護施設、更生施設に入所している障がい者
- 刑事施設（刑務所等）、少年院に収容されている障がい者
- 更生保護施設に入所している障がい者、自立更生促進センター等に宿泊している障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内は1か所、県内（さいたま市、川越市、越谷市、和光市及び川口市を除く。）では69か所です。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

過去の利用実績から年間2人の利用を見込んでいます。

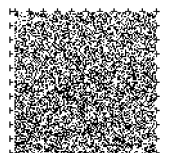
潜在的な利用希望者がいると考えられるため、指定一般相談支援事業所、施設及び病院等と連携し、サービスの利用につなげていきます。

表 地域移行支援 実績値と計画値

[年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	0	0	2	2	2	2

※ 令和5年度は実績見込値です。



③ 地域定着支援

【サービスの概要】

地域定着支援は、居宅で単身等で生活する障がい者が地域生活を継続していくため、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に訪問等の各種支援を行うものです。

【利用者像】

- 単身で生活する障がい者
- 同居している家族等が障がい、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内は1か所、県内（さいたま市、川越市、越谷市、和光市及び川口市を除く。）では67か所です。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

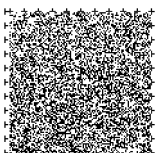
引き続き、指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所及び自立生活援助事業所と連携し、より適切な支援を図ることに努めます。

表 地域定着支援 実績値と計画値

[年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	3	2	3	3	3	3

※ 令和5年度は実績見込値です。



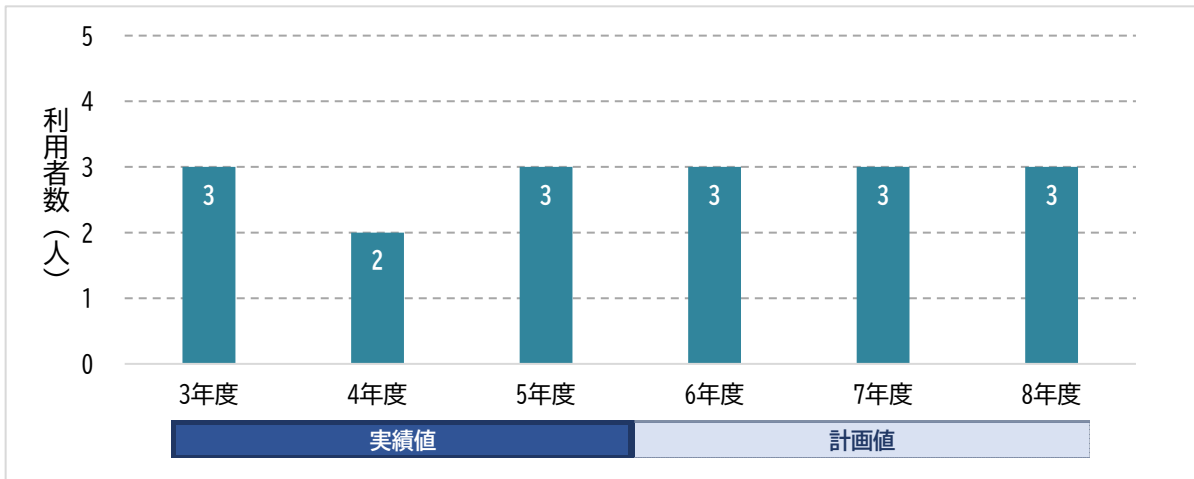
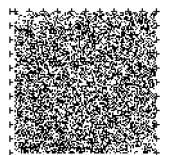


図 地域定着支援 実績値と計画値



(5) 障がい児支援

① 児童発達支援

【サービスの概要】

児童発達支援は、障がい児に対し、通所により、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の支援を行うものです。

【利用者像】

○ 療育を行う必要があると認められる未就学児

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、児童発達支援事業所は、市内には新座市児童発達支援センターのほか18か所あり、県内（さいたま市、川越市、越谷市、和光市及び川口市を除く。）では440か所あります。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

利用者数は大幅な増加傾向にあり、事業所数も増加傾向にあります。各事業所が特色をいかしたサービスを提供しているため、引き続き指定障がい児相談支援事業所等と連携を図り、利用者の適性に合ったサービスの提供を目指します。

※ P110⑤障がい児相談支援に指定障がい児相談支援のサービス概要が表記されています。

表 児童発達支援 実績値と計画値

[月間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	184	245	326	344	408	484
利用日数（日）	1,558	2,063	2,723	2,832	3,359	3,985

※ 令和5年度は実績見込値です。

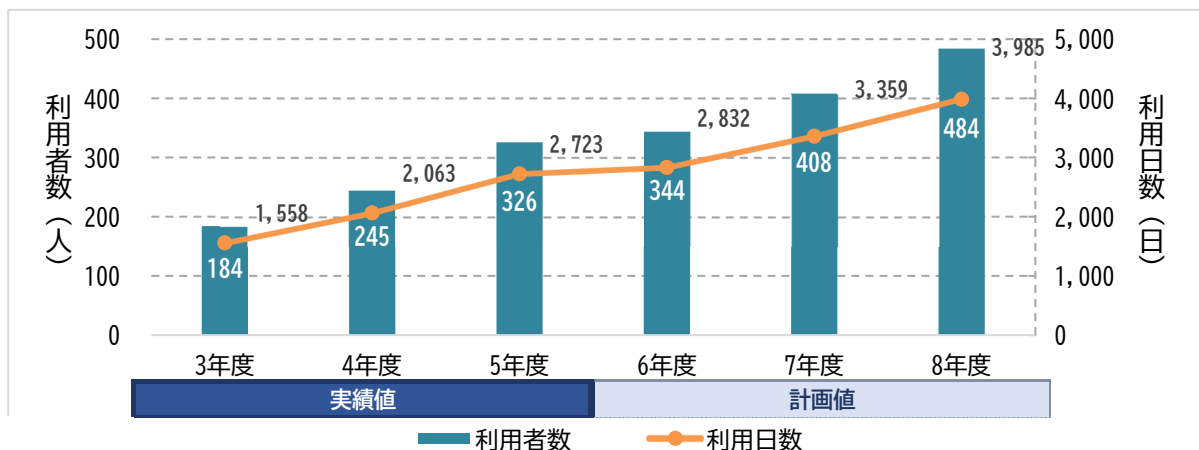


図 児童発達支援 実績値と計画値

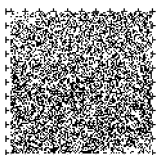
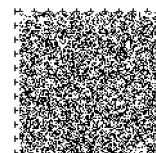


表 児童発達支援（重症心身障がい児） 計画値 [月間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	1	1	1
利用日数（日）	5	5	5

表 児童発達支援（医療的ケア児） 計画値 [月間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	4	4	4
利用日数（日）	40	40	40



② 放課後等デイサービス

【サービスの概要】

放課後等デイサービスは、就学している障がい児に対し、放課後や休日の通所により、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の支援を行うものです。

【利用者像】

- 学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学し、生活能力等の向上のために療育的な支援が必要な障がい児

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、市内でサービスを提供している事業所は26か所、県内（さいたま市、川越市、越谷市、和光市及び川口市を除く。）では647か所です。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

利用者数は増加傾向にあり、市内事業所数も増加傾向にあります。各事業所が特色をいかしたサービスを提供しているため、引き続き指定障がい児相談支援事業所等と連携を図り、利用者の適性に合ったサービスの提供を目指します。

表 放課後等デイサービス 実績値と計画値 [月間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	270	305	341	391	442	501
利用日数（日）	3,267	3,634	4,033	4,755	5,376	6,093

※ 令和5年度は実績見込値です。

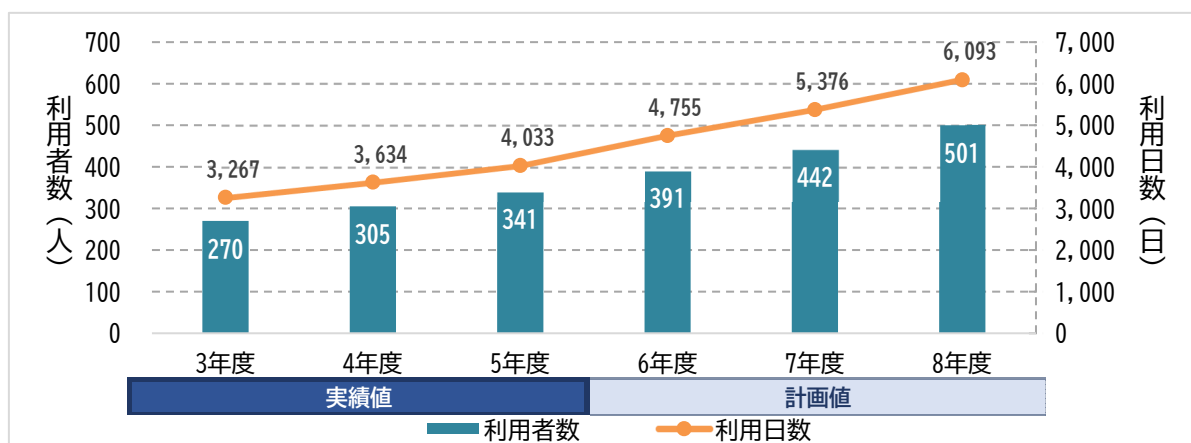


図 放課後等デイサービス 実績値と計画値

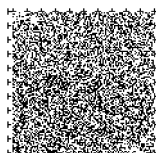


表 放課後等デイサービス（重症心身障がい児）

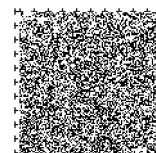
計画値 [月間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	6	6	7
利用日数（日）	87	87	101

表 放課後等デイサービス（医療的ケア児）

計画値 [月間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	10	13	16
利用日数（日）	135	176	216



③ 保育所等訪問支援

【サービスの概要】

保育所等訪問支援は、保育所等（保育所、幼稚園、学校等）を訪問し、障がい児が他の児童との集団生活に適応するための専門的な支援等を行うものです。

【利用者像】

- 保育所等の集団生活を営む施設に通う障がい児

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、市内でサービスを提供している事業所は新座市児童発達支援センターのほか6か所あり、県内（さいたま市、川越市、越谷市、和光市及び川口市を除く。）では102か所です。

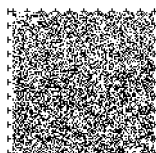
【第7期計画の見込量と確保の方策】

制度の周知が図られたため、近年では事業所が増加し、利用者が大幅に増加しています。今後も利用者は増加することを見込んでいるため、引き続き保育所等への事業内容の周知を図るとともに、利用者のニーズを把握して適切な支援を行います。

表 保育所等訪問支援 実績値と計画値 [月間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	18	38	58	88	133	202
利用日数（日）	20	42	64	97	146	222

※ 令和5年度は実績見込値です。



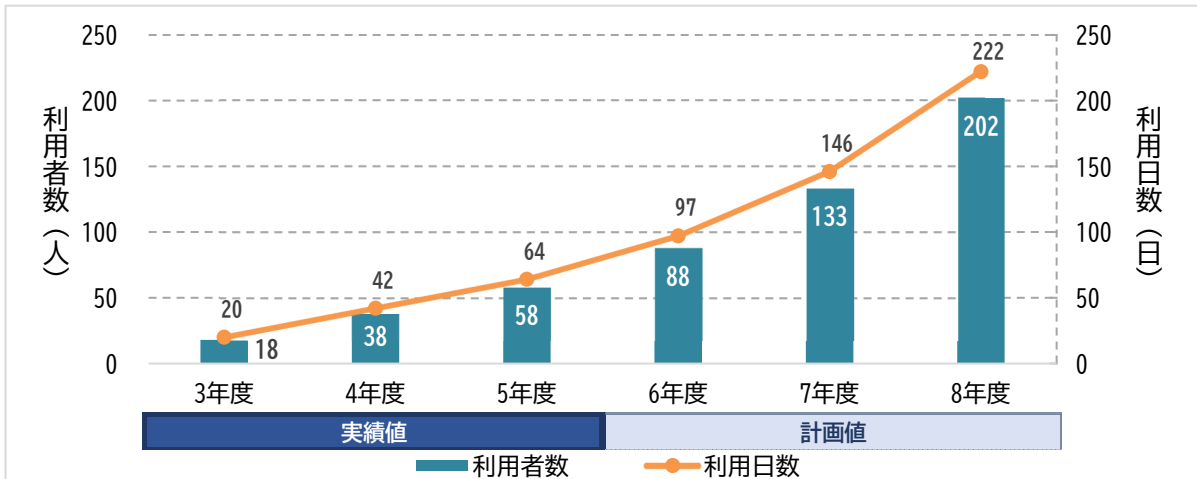


図 保育所等訪問支援 実績値と計画値

表 保育所等訪問支援（重症心身障がい児）

計画値

[月間]

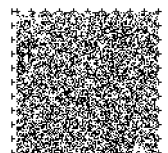
区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	1	1	1
利用日数（日）	2	2	2

表 保育所等訪問支援（医療的ケア児）

計画値

[月間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	1	1	1
利用日数（日）	2	2	2



④ 居宅訪問型児童発達支援

【サービスの概要】

重度の障がい等の状態にあり、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行うものです。

【利用者像】

- 重度の障がい等があり、障がい児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がい児

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、市内は事業所開所等の情報はありますが、県内（さいたま市、川越市、越谷市、和光市及び川口市を除く。）では6か所の設置があります。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

利用希望者の把握の方法を検討し、実態の把握に努めます。

また、市内に事業所がないため提供基盤の整備を進めるとともに、近隣自治体に、開所した事業所の実施状況等を調査します。

表 居宅訪問型児童発達支援 実績値と計画値

[月間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	0	1	0	0	0	0
利用日数（日）	0	1	0	0	0	0

※ 令和5年度は実績見込値です。

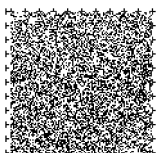


表 居宅訪問型児童発達支援（重症心身障がい児）

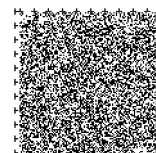
計画値 [月間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	0	0	0
利用日数（日）	0	0	0

表 居宅訪問型児童発達支援（医療的ケア児）

計画値 [月間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	0	0	0
利用日数（日）	0	0	0



⑤ 障がい児相談支援

【サービスの概要】

障がい児相談支援は、サービス等利用計画についての相談及び作成等の支援が必要な場合に、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

【利用者像】

- 障がい福祉サービスを利用する障がい児で、市がサービス等利用計画案の提出を求めた人
- 障がい児通所支援を申請した障がい児で、市が障がい児支援利用計画案の提出を求めた人

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、市内でサービスを提供している事業所は10か所です。市外の事業所の支援も受けて、サービスの利用希望者に対応している状況です。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

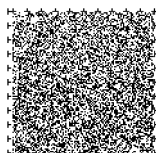
今後も利用希望者は増加傾向にあることが見込まれますが、現状で既に市内事業所の相談支援専門員は不足している状況があります。引き続き通所事業所等の新規開所相談時に指定特定相談支援事業所の併設を依頼するとともに、他市の事業所との連携を一層強化することで見込量の確保に努めます。

また、市内団体が相談支援従事者初任者研修を実施する際には必要な協力をを行い、見込量の確保に努めます。

表 障がい児相談支援 実績値と計画値 [年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	550	687	851	939	1,097	1,283

※ 令和5年度は実績見込値です。



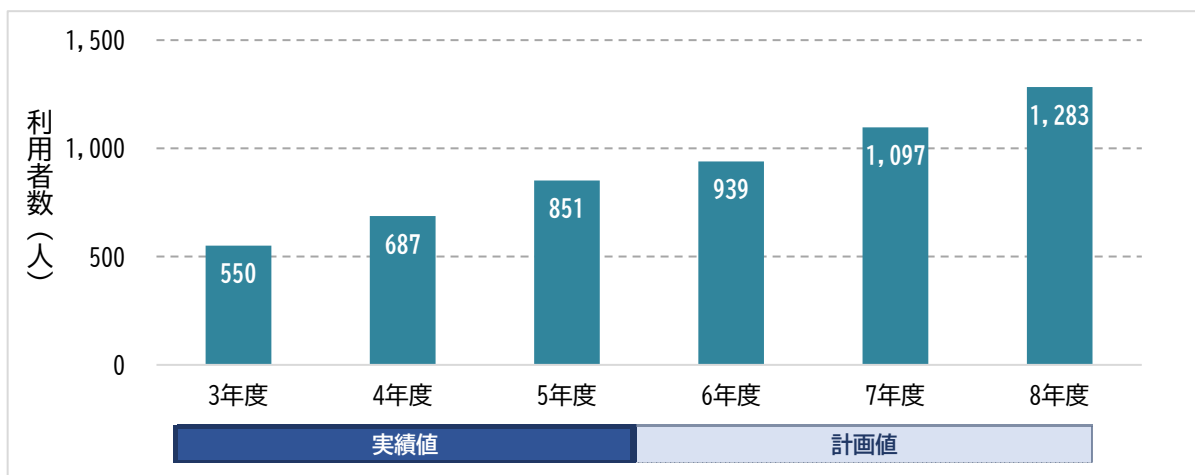


図 障がい児相談支援 実績値と計画値

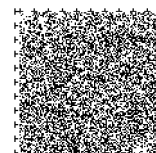
表 障がい児相談支援（重症心身障がい児）

計画値 [年間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	7	7	8

表 障がい児相談支援（医療的ケア児）計画値 [年間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	14	17	20



⑥ 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

【サービスの概要】

医療的ケア児等が身近な地域で必要な支援が受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育等の関連分野の支援を調整するコーディネーター※の配置を促進するものです。

※ コーディネーターとは、医療的ケア児等の支援を総合調整する人のことを言います。

保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐこととされています。

【サービス提供基盤の状況】

市内事業所等にコーディネーター養成研修の修了者はいますが、令和5年8月1日現在、コーディネーターとしての配置には至っていませんが、令和5年度中に6人配置する見込みとなっています。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

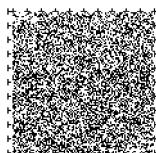
医療的ケア児のための協議の場において、コーディネーターの効果的な配置についても関係機関と検討します。

表 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置
実績値と計画値

[年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
配置人数（人）	0	0	6	6	6	6

※ 令和5年度は実績見込値です。



⑦ 障がい児の子ども・子育て支援等

【サービスの概要】

子ども・子育て支援施設等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、幼稚園や保育園等における障がいのある児童の受入れ体制整備を行うものです。

【サービス提供基盤の状況】

令和5年4月1日現在、市内で障がい児及びその疑いのある児童を受け入れている施設は、幼稚園9か所、公立保育園6か所、法人保育園21か所、小規模保育施設1か所、放課後児童保育室17か所です。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

障がいの種類や程度も多岐にわたります。障がい児の保育等の需要については、今後とも増加が見込まれており、その障がい等の理由により支援を必要とする子どもへの対応のために職員を加配する施設への補助を実施するとともに、引き続き保育施設等に通う障がい児を支援するための保育所等訪問支援や、保護者からの相談に対応する体制の整備を図っていきます。

表 障がい児の子ども・子育て支援等 実績値と計画値 [年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	受入れ人数			受入れ人数		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
幼稚園	25	21	35	41	49	58
保育園	52	57	69	75	82	89
放課後児童保育室	75	80	81	84	87	91

※ 令和3年度から令和5年度までは各年度4月1日時点の実績値です。

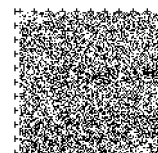
【算出根拠】

（幼稚園及び保育園）

令和5年5月に市内の幼稚園及び保育所等を対象に実施した「幼稚園、保育園等に通園している園児の実態把握調査」の調査結果において、「障がい者手帳を所持している」、「小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象となる疾患がある」、「知的障がいや発達障がいの診断を受けている」と保護者から申出のあった園児の数の合算値

（放課後児童保育室）

障がいを事由に職員の加配を必要とする児童数を基に算出しています。



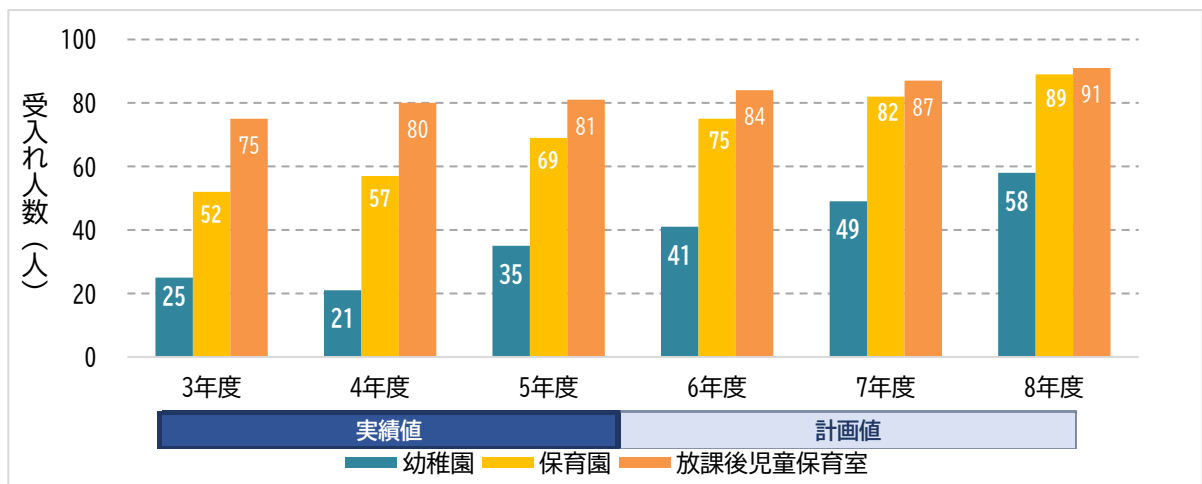
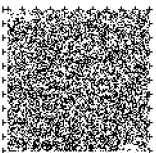


図 障がい児の子ども・子育て支援等 実績値と計画値



(6) 発達障がい者等への支援

① パARENTトレーニングの支援プログラム

【サービスの概要】

ペアレントトレーニング（以下「ペアトレ」という。）は、保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障がいの特性も踏まえた褒め方や叱り方等を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とする講座です。

【利用者像】

○ 発達障がいのある子どもの保護者

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、ペアトレについては、実施していません。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

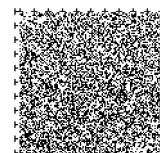
ペアトレについては、市で開催することの必要性を検証するとともに、引き続き実施について検討していきます。

表 ペアレントトレーニングの支援プログラム 実績値と計画値

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
ペアレントトレーニング	検討	検討	未実施	検討	検討	検討

※ 国・県は数値目標として、受講者数を目標値とすることとしていますが、実施方法及び実施規模から検討する必要があるため、数値目標は立てません。

※ 令和5年度は実績見込みです。



② パarentプログラム等の支援プログラム

【サービスの概要】

Parentプログラム（以下「ペアプロ」という。）は、保護者が、子どもの行動の捉え方を変え、前向きに考えることができるようになることを目指す講座です。

【利用者像】

○ 発達障がいのある子どもの保護者

【サービス提供基盤の状況】

ペアプロについては、令和4年度から実施しています。

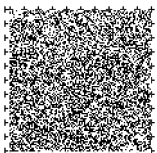
【第7期計画の見込量と確保の方策】

ペアプロについては、引き続き実施しますが、開催日や効果的な周知方法を検討します。

表 Parentプログラム等の支援プログラム 実績値と計画値 [年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
受講者数（人）	検討	16	18	20	20	20
実施者数（人）	検討	2	3	3	3	3

※ 令和5年度は実績見込値です。



③ パARENTメンターの養成

【サービスの概要】

発達障がいのある子どもの保護者に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供するパARENTメンターの養成を図るものです。

パARENTメンターは、自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者のことです。

【利用者像】

○ 発達障がいのある子どもの保護者

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、パARENTメンターの養成に関わる事業は実施していません。また、市内在住のパARENTメンターは把握していません。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

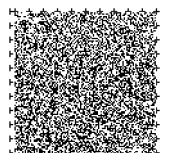
埼玉県が実施する、パARENTメンター養成講座の活用を検討する必要があります。養成講座の周知を図るとともに、パARENTメンターの支援体制についても検討します。

表 パARENTメンターの養成 実績値と計画値

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
パARENTメンターの養成	検討	検討	検討	検討	検討	検討

※ 国・県は数値目標として、パARENTメンターの人数を目標値とすることとしていますが、パARENTメンターの養成講座の活用等から検討する必要があるため、数値目標は立てません。

※ 令和5年度は実績見込みです。



④ ピアサポートの活動への参加促進

【サービスの概要】

発達障がい者に対し、発達障がいのある人同士で行う支え合い活動（ピアサポート）への参加を促進するものです。

【利用者像】

○ 発達障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、実施していません。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

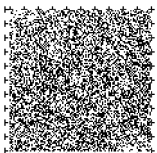
ピアサポートの活動への参加を促進する支援は、ピアサポートグループの構築又はその後方支援やピアサポーターの活用等様々な方法がありますので、効果的な支援方法等を研究・検討し、実施につなげていきます。

表 ピアサポートの活動への参加促進 実績値と計画値

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
ピアサポート活動の参加促進	検討	検討	検討	検討	検討	実施

※ 国・県は数値目標として、ピアサポートの活動への参加人数を目標値とすることとしていますが、ピアサポート活動への支援の方法等から検討する必要があるため、数値目標は立てません。

※ 令和5年度は実績見込みです。



(7) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催

【サービスの概要】

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を開催し、重層的な連携による支援体制の構築を図ります。

【サービス提供基盤の状況】

地域包括ケアシステムの協議の場として、新座市地域自立支援協議会に地域移行・定着支援部会を設置しています。

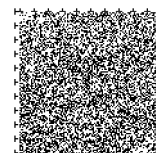
【第7期計画の見込量と確保の方策】

地域移行・定着支援部会で協議を重ね、本市における支援体制の充実を図ります。

表 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催 実績値と計画値 [年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
協議の場の開催回数（回）	6	6	6	6	6	6

※ 令和5年度は実績見込値です。



② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加促進

【サービスの概要】

保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加を促進し、重層的な連携による支援体制の構築を図ります。

【サービス提供基盤の状況】

地域包括ケアシステムの協議の場として、新座市地域自立支援協議会地域移行・定着支援部会を設置しています。

地域移行・定着支援部会では協議会委員を中心に、保健、医療、福祉、家族等の関係者で構成しています。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

重層的な連携による支援体制の充実を図るため、必要な保健、医療及び福祉関係者の地域移行・定着支援部会への参加を促します。

表 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加促進
実績値と計画値

[年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（人）	45	36	40	40	40	40

※ 令和5年度は実績見込値です。

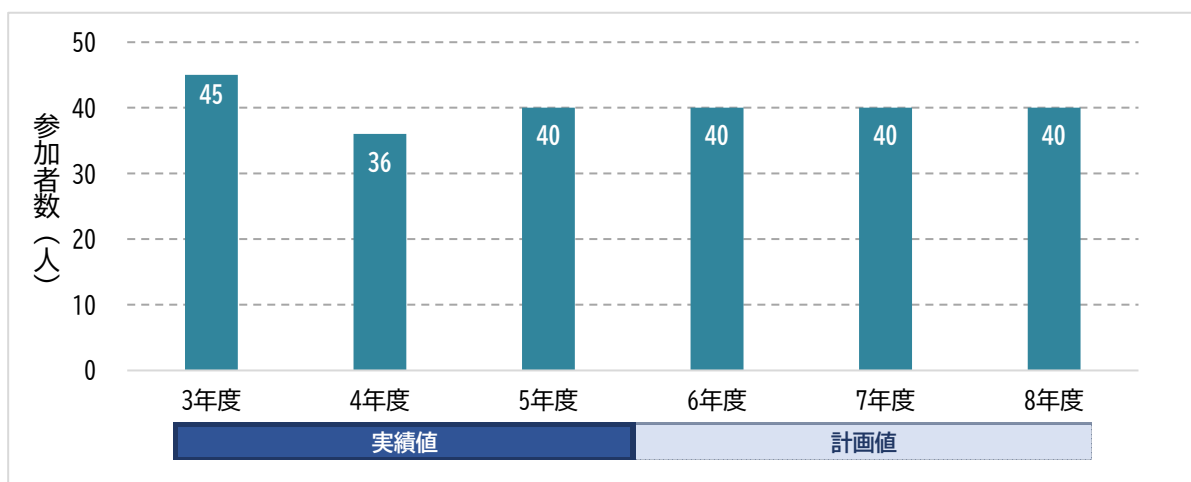
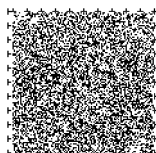


図 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加促進 実績値と計画値



③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施

【サービスの概要】

保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定し、重層的な連携による支援体制の構築を図ります。

【サービス提供基盤の状況】

保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価は、年1回実施しています。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

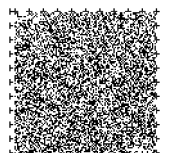
地域移行・定着支援部会において、適切な目標を設定し、年1回評価を行います。

表 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施
実績値と計画値

[年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
目標設定及び評価の実施回数（回）	1	1	1	1	1	1

※ 令和5年度は実績見込値です。



④ 精神障がい者の地域移行支援

【サービスの概要】

地域移行支援は、入所施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のため障がい福祉サービス事業所への同行支援等を行うものです。

【利用者像】

- 障がい者支援施設に入所している精神障がい者
- 精神科病院に入院している精神障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内は1か所、県内（さいたま市、川越市、越谷市、和光市及び川口市を除く。）では69か所です。

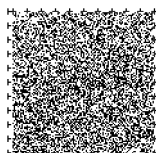
【第7期計画の見込量と確保の方策】

潜在的な利用希望者がいると考えられるため、指定一般相談支援事業所、施設及び病院等と連携し、サービスの利用につなげていきます。

表 精神障がい者の地域移行支援 実績値と計画値 [年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	0	0	2	2	2	2

※ 令和5年度は実績見込値です。



⑤ 精神障がい者の地域定着支援

【サービスの概要】

地域定着支援は、居宅で単身等で生活する障がい者が地域生活を継続していくため、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に訪問等の各種支援を行うものです。

【利用者像】

- 障がい者支援施設から退所し、地域で生活している精神障がい者
- 精神科病院から退院し、地域で生活している精神障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内は1か所、県内（さいたま市、川越市、越谷市、和光市及び川口市を除く。）では67か所です。

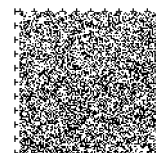
【第7期計画の見込量と確保の方策】

引き続き、指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所及び自立生活援助事業所と連携し、より適切な支援を図ることに努めます。

表 精神障がい者の地域定着支援 実績値と計画値 [年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	3	2	3	3	3	3

※ 令和5年度は実績見込値です。



⑥ 精神障がい者の共同生活援助

【サービスの概要】

共同生活援助（グループホーム）は、障がい者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助等を行います。

また、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退去後の相談に応じます。

【利用者像】

- 就労又は就労移行支援等の日中活動を利用している障がい者で、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の援助を必要とする精神障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内で22か所、県内（さいたま市、川越市、越谷市、和光市及び川口市を除く。）では903か所です（サテライト型住居は本体住居の住所と同一であっても別事業所とします。）。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

施設・医療機関からの地域移行又は家族から離れ、地域での自立した生活への移行を希望する精神障がい者の居住の場として、今後も需要の増加が見込まれます。

市内の事業所は近年増加し、サービス提供基盤は整備されてきているため、今後はニーズに合った利用支援に焦点を当て、共同生活援助の中でも不足している類型（介護サービス包括型や日中サービス支援型等）の把握に努めます。

表 精神障がい者の共同生活援助 実績値と計画値 [月間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	32	42	54	70	91	118

※ 令和5年度は実績見込値です。

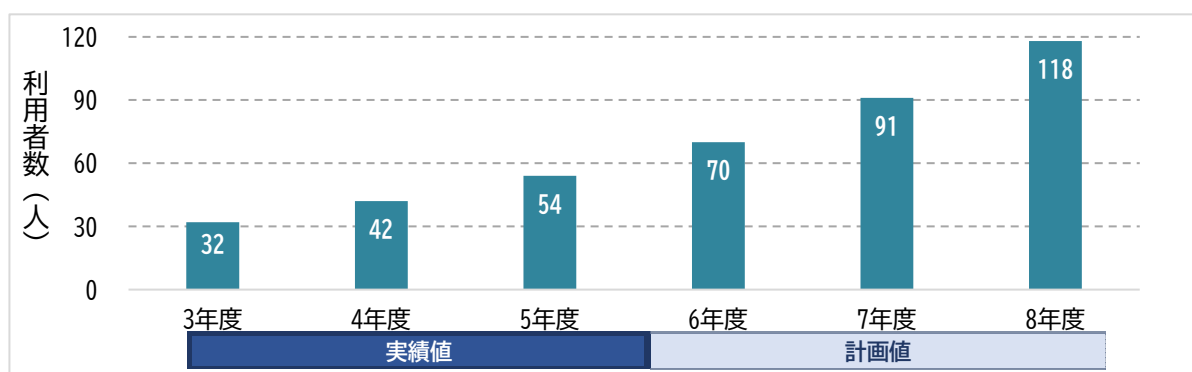
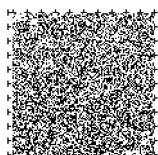


図 精神障がい者の共同生活援助 実績値と計画値



⑦ 精神障がい者の自立生活援助

【サービスの概要】

自立生活援助は、障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人に対し、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために必要な助言や医療機関等との連絡調整等、適時のタイミングで適切な支援を行います。

【利用者像】

- 障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する精神障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内は1か所、県内（さいたま市、川越市、越谷市、和光市及び川口市を除く。）では21か所です。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

将来一人暮らしをしたいと考えている障がい者が多くいるため、本人や施設及び病院等に対して制度の周知や利用に向けた支援を行っていくことで、利用希望者を把握する必要があります。

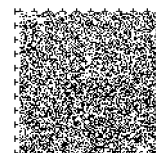
また、居宅介護や地域定着支援等の他のサービスを考慮して、利用者にとって適切な支援を行います。

さらに、市内に1事業所のみのため、サービス提供基盤の整備を図ります。

表 精神障がい者の自立生活援助 実績値と計画値 [月間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	6	5	6	6	6	6

※ 令和5年度は実績見込値です。



⑧ 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）

【サービスの概要】

自立訓練（生活訓練）は、地域生活を営む上で、一定の支援が必要な障がい者に対し、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援等を提供します。

【利用者像】

- 入所施設・病院を退所・退院し、地域への移行を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な精神障がい者
- 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な精神障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、市内にサービスを提供する事業所はありませんが、県内では52か所あります。

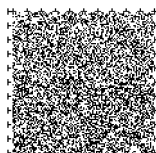
また、近年ではいわゆる「リワーク（復職）支援」を行う生活訓練事業所が増加しています。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

今後、入所施設や病院から地域生活への移行が促進され、このサービスの必要性が高まっていくと考えられることから、事業所の整備を促進するとともに、利用希望者の適性に合った支援を行います。また、通所事業所や病院など各関係機関との連携を図り、情報の把握に努めるとともに、就労移行支援等の他のサービスを考慮して、利用者にとって適切な支援を行います。

表 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）計画値 [月間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	14	14	14



(8) 相談支援体制の充実・強化等

① 基幹相談支援センターの設置

【サービスの概要】

基幹相談支援センターは、地域における障がい者に関する相談支援の中核的な役割を担う機関として設置され、障がい者やその家族、関係機関からの総合相談窓口として、必要な支援や情報提供を行います。

【サービス提供基盤の状況】

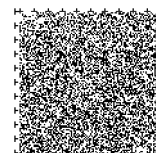
2か所の法人に委託し、基幹相談支援センターを設置しています。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

引き続き2か所の基幹相談支援センターを委託し、基幹相談支援センターの支援体制の充実・強化に努めます。

表 基幹相談支援センターの設置 計画値

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
基幹相談支援センターの設置の有無	有	有	有



② 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

【サービスの概要】

基幹相談支援センターは、指定特定相談支援事業所に対して、指導・助言を行ったり、人材育成に係る研修会等を開催したり、新座市地域自立支援協議会相談支援部会と連携強化の取組を行います。また、主任相談支援専門員を確保し、その機能を有効に活用します。

【サービス提供基盤の状況】

2か所の法人に委託し、基幹相談支援センターを設置しています。

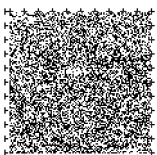
【第7期計画の見込量と確保の方策】

引き続き2か所の基幹相談支援センターを委託し、基幹相談支援センターの支援体制の充実・強化に努めます。

表 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化
の取組 計画値 [年間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
指導・助言件数（件）	135	140	145
人材育成の支援件数（件）	5	5	5
連携強化の取組（回）	12	12	12
個別事例の支援内容の検証の実施（回）	12	12	12
主任相談支援専門員の配置（見込）数（人）	1	1	1

※ 関連項目の障がい者相談支援事業については、P134①障がい者相談支援事業に表記しています。



③ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

【サービスの概要】

協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う会議体のことを言います。

協議会における個別事例の検討を通じて地域における障がい者の支援体制の整備を図るため、協議会の構成員に対して守秘義務が課されるとともに、関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務が課されることとなりました。

協議会における個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえて地域の支援体制の整備が活性化されることが重要です。

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、新座市地域自立支援協議会には相談支援部会、子ども部会、地域移行・定着支援部会及び地域生活支援部会の4つの専門部会が設置されています。

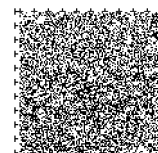
専門部会では、課題別に具体的な議論や研修を行うことで、施策提言、情報共有及びサービスの質の向上を図っています。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

各専門部会を中心に個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえて、協議会として地域の支援体制の整備や資質の向上に努めます。

表 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス
基盤の開発・改善 計画値 [年間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
協議会における事例 検討実施回数（回）	7	7	7
参加事業者・機関数	70	70	70
協議会の専門部会の 設置数	4	4	4
協議会の専門部会の 実施回数（回）	40	40	40



(9) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

【事業の内容】

県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修へ市町村職員が参加します。

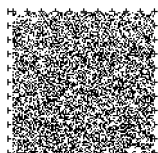
【第7期計画の見込量と確保の方策】

障がい福祉サービス等の質を向上するため、県が実施する障がい福祉サービス等の研修に参加するほか、その他の研修を積極的に活用します。

表 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

計画値 [年間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
県が実施する障がい福祉サービスに係る研修、その他の研修への市職員の参加人数（人）	12	12	12



② 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

【事業の内容】

障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を整備します。

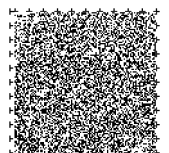
【第7期計画の見込量と確保の方策】

障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、報酬請求上の注意点を事業所と情報共有します。

また、県が実施する障がい福祉サービス事業者等への指導監査結果を共有し、障がい福祉サービス等の質の向上に努めます。

表 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果
の共有 計画値 [年間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数（回）	12	12	12
指導監査結果の関係市町村との共有体制の有無	有	有	有



2 地域生活支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

【事業の内容】

理解促進研修・啓発事業は、地域の住民に対して、障がい者等に対する理解を深めるために実施する研修・啓発事業です。

【サービス提供基盤の状況】

各種講演会や研修事業を開催しているほか出前講座を実施し、共に暮らすための新座市障がい者基本条例や障害者差別解消法の説明を行い、地域共生社会の実現に向け、障がいについて正しく理解することや、差別の禁止、合理的配慮の提供についての啓発に努めています。

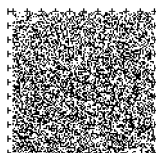
【第7期計画の見込量と確保の方策】

市ホームページ等を活用し、ノーマライゼーションの普及・啓発を行うとともに、共に暮らすための新座市障がい者基本条例に係る啓発用パンフレットを活用した出前講座等を実施するなど、普及・啓発に努めます。

表 理解促進研修・啓発事業 実績値と計画値

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
理解促進研修・啓発事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※ 令和5年度は実績見込みです。



(2) 自発的活動支援事業

【事業の内容】

自発的活動支援事業は、障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業です。

【サービス提供基盤の状況】

障がい者団体等が実施する事業の名義後援等で支援しています。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

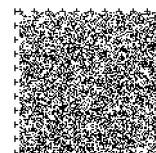
今後も障がい者団体等が実施する事業の名義後援等を行って支援します。

また、障がい者団体等の活動が、今後も安定して継続されるよう引き続き支援します。

表 自発的活動支援事業 実績値と計画値

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
自発的活動支援事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※ 令和5年度は実績見込みです。



(3) 相談支援事業

① 障がい者相談支援事業

【事業の内容】

障がい者相談支援事業は、障がい者等からの相談に応じ、情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、障がい者同士によるピアカウンセリングや障がい者の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

【サービス提供基盤の状況】

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを2か所設置し、障がい者福祉課を含め、障がい者相談支援事業の実施箇所は、3か所です。

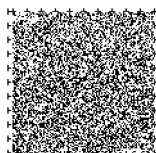
【第7期計画の見込量と確保の方策】

現在の事業の質を維持しつつ、相談件数を考慮して、基幹相談支援センターの適切な運営及び設置数を検討します。

表 障がい者相談支援事業 実績値と計画値 [年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
実施箇所数	3	3	3	3	3	3
実利用者数（人）	-	-	-	2,153	2,317	2,495

※ 令和5年度は実績見込値です。



② 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

【事業の内容】

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）は、賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援する事業です。

【サービス提供基盤の状況】

現在、障がい者福祉課及び基幹相談支援センター等が個々の相談に対応していますが、事業としては未実施です。

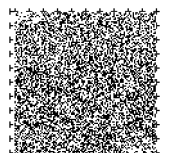
【第7期計画の見込量と確保の方策】

基幹相談支援センター等と内容や支援の方法等について検討します。

表 住宅入居等支援事業（居住サポート事業） 実績値と計画値

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
住宅入居等支援事業の実施	検討	検討	検討	検討	検討	実施

※ 令和5年度は実績見込みです。



(4) 成年後見制度利用支援事業

【事業の内容】

成年後見制度利用支援事業は、障がい者の権利擁護を図るため、障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援する事業です。

【サービス提供基盤の状況】

障がい者福祉課と相談支援専門員等が相談支援を行っています。

また、成年後見制度の更なる利用促進を図るため、令和6年度以降は、成年後見制度の審判請求を行った低所得者等については、市長による申立てに限らず、本人や4親等以内の親族による申立てを行った場合においても、申立費用や後見人等に対する報酬の助成を行います。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

第7期の計画値は、令和6年度の事業内容の見直しに伴い、増加を見込んでいます。

また、障がい者福祉課と相談支援専門員等が連携を図り支援します。

(審判請求)

表 成年後見制度利用支援事業（審判請求） 実績値と計画値 [年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用件数（件）	2	0	2	3	3	3

※ 令和5年度は実績見込値です。

(報酬助成)

表 成年後見制度利用支援事業（報酬助成） 実績値と計画値 [年間]

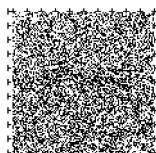
区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用件数（件）	7	7	8	11	18	26

※ 令和5年度は実績見込値です。

(申立手数料助成)

表 成年後見制度利用支援事業（申立手数料助成） 計画値 [年間]

区分	第7期計画期間（計画値）		
	6年度	7年度	8年度
利用件数（件）	3	4	5



(5) 成年後見制度法人後見支援事業

【事業の内容】

成年後見制度法人後見支援事業は、障がい者の権利擁護を図るため、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。

【サービス提供基盤の状況】

現在、公益社団法人新座市シルバー人材センターが成年後見制度法人後見を実施しています。

また、令和5年度から社会福祉協議会が成年後見制度法人後見支援事業を開始しました。

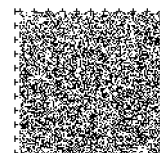
【第7期計画の見込量と確保の方策】

今後、公益社団法人新座市シルバー人材センター、社会福祉協議会及び関係機関との協議を行いながら、引き続き実施します。

表 成年後見制度法人後見支援事業 実績値と計画値

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
成年後見制度法人後見支援事業の実施	検討	検討	実施	実施	実施	実施

※ 令和5年度は実績見込みです。



(6) 意思疎通支援事業

【事業の内容】

意思疎通支援事業は、意思疎通の円滑化を図るため、聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体等の障がいや難病により意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対し、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行う事業です。

【サービス提供基盤の状況】

手話通訳者派遣事業については、市の手話通訳者派遣センターから専任手話通訳者及び登録手話通訳者の派遣並びに埼玉聴覚障害者情報センターに派遣の委託を実施しています。

要約筆記者派遣事業については、埼玉聴覚障害者情報センターに事業を委託し派遣しています。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

手話通訳者派遣事業利用者は、ほぼ横ばいであり、今後も市の専任手話通訳者及び登録手話通訳者を育成し、手話通訳者派遣センターの安定的な運営により、引き続きサービスを確保していきます。

要約筆記者派遣事業については、制度の周知を図ります。

また、聴覚障がい以外の障がい者等への意思疎通支援の在り方について、研究します。

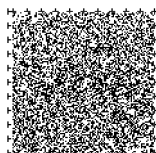
表 意思疎通支援事業 実績値と計画値

[年間]

区分		第6期計画期間 (実績値)			第7期計画期間 (計画値)		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
手話通訳者 派遣事業	実利用者数(人)	29	25	25	25	25	25
	延べ利用件数(件)	286	364	364	364	364	364
	延べ派遣人数(人)	372	351	351	351	351	351
要約筆記者 派遣事業	実利用者数(人)	0	0	2	2	2	2
	延べ利用件数(件)	0	0	2	2	2	2
	延べ派遣人数(人)	0	0	6	6	6	6

※ 令和5年度は実績見込値です。

※ 要約筆記者派遣事業については、埼玉聴覚障害者情報センターに派遣依頼した件数で算出しています。



(7) 日常生活用具給付等事業

【事業の内容】

日常生活用具給付等事業は、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するため、障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付する事業です。

介護・訓練支援用具（特殊マット等）、自立生活支援用具（T字つえ等）、在宅療養等支援用具（ネブライザー（吸入器等））、情報・意思疎通支援用具（視覚障がい者用拡大読書器等）、排泄管理支援用具（ストマ装具等）、住宅改修費（居宅生活動作補助用具）等があります。

【サービス提供基盤の状況】

障がい者等に対し、日常生活用具の給付を実施しています。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

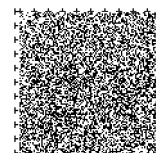
排泄管理支援用具については、今後も増加が見込まれます。その他の支援用具については、年度による増減があることから、第7期の計画値は第6期の実績値を考慮し見込んでいます。

引き続き、日常生活用具の必要性の高い障がい者等に対し、制度の周知を行い、サービス利用の促進に努めます。

表 日常生活用具給付等事業 実績値と計画値 [年間]

区分	第6期計画期間 (実績値)			第7期計画期間 (計画値)		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護・訓練支援用具（件）	9	11	8	10	10	10
自立生活支援用具（件）	13	9	12	12	12	12
在宅療養等支援用具（件）	17	7	16	14	14	14
情報・意思疎通支援用具（件）	6	24	35	22	22	22
排泄管理支援用具（件）	3,509	3,511	3,645	3,741	3,840	3,942
住宅改修費（件） （居宅生活動作補助用具）	1	2	3	2	2	2

※ 令和5年度は実績見込値です。



(8) 手話奉仕員養成事業

【事業の内容】

手話奉仕員養成事業は、聴覚障がい者等との交流活動の促進、支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。

【サービス提供基盤の状況】

手話奉仕員養成研修として、入門講座及び基礎講座を福祉の里で実施しています。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

今後も手話奉仕員養成講座について、開催の周知を更に図るとともに、受講者の増加に努めます。

表 手話奉仕員養成事業

[年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
入門講座修了者数（人）	19	14	20	25	25	25
基礎講座修了者数（人）	13	14	20	25	25	25

※ 令和5年度は実績見込値です。

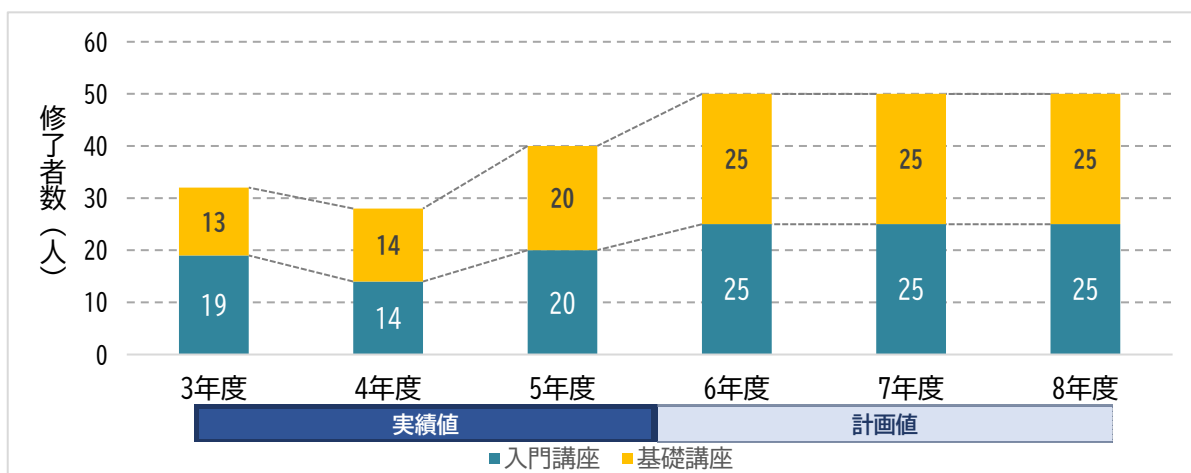
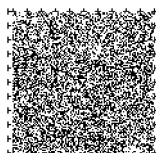


図 手話奉仕員養成事業 実績値と計画値



【参考】

手話奉仕員養成講座の修了者で、手話通訳者を目指す希望者を対象に、福祉の里で「中級講座」、市の手話通訳者派遣センターで「手話通訳者養成講座」を実施しています。

表 中級講座及び手話通訳者養成講座の修了者数 実績値と計画値 [年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
中級講座修了者数（人）	12	19	20	20	20	20
手話通訳者養成講座修了者数（人）	5	2	3	3	3	3

※ 令和5年度は実績見込値です。

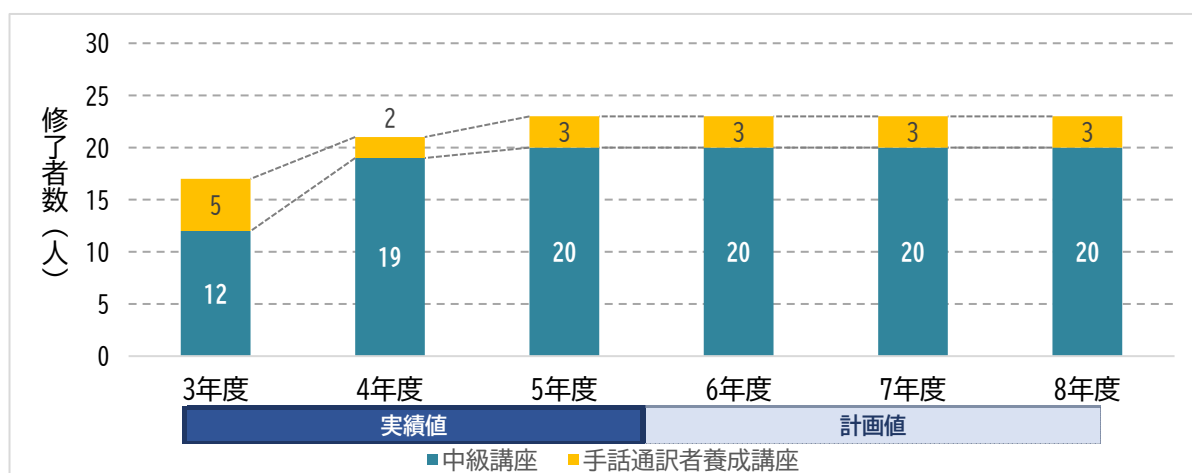
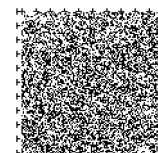


図 中級講座及び手話通訳者養成講座の修了者数 実績値と計画値



(9) 移動支援事業

【事業の内容】

移動支援事業は、地域における自立生活及び社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障がい者等に対し、外出のための支援を行う事業です。

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内に14か所あり、市外では62か所あります。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

利用者は増加する傾向が見られることから、引き続きサービス提供基盤の整備促進に努めます。

表 移動支援事業 実績値と計画値 [月間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	100	107	122	124	126	128
利用時間（時間）	1,209	1,304	1,562	1,578	1,603	1,629

※ 令和5年度は実績見込値です。

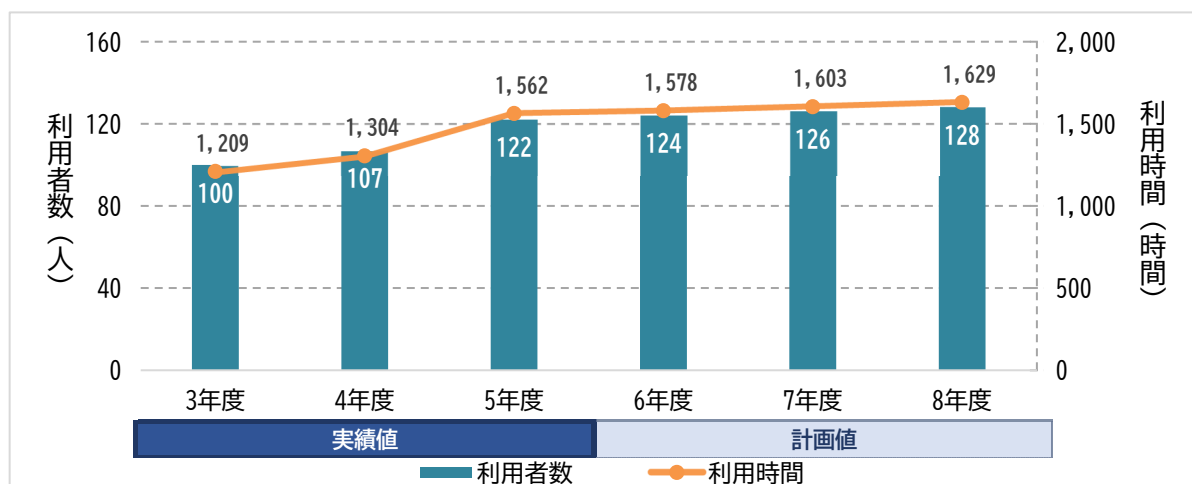
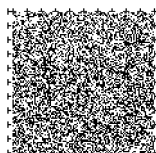


図 移動支援事業 実績値と計画値



(10) 地域活動支援センター機能強化事業

【事業の内容】

地域活動支援センター機能強化事業は、障がい者等の地域生活支援の促進を図るため、地域活動支援センター※を充実強化する事業です。

※ 地域活動支援センターとは、地域の実情に応じ、障がい者に対して創作的活動や生産活動の機会を提供したり、社会との交流を促進し、便宜を供与したりする事業です。事業には、この基礎的事業と地域活動支援センターの機能を充実強化する機能強化事業があります。

機能強化事業には、Ⅰ型、Ⅱ型及びⅢ型の類型が設けられています。

区分	内容	利用者数
Ⅰ型	専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業	1日当たりの実利用人員がおおむね20人以上
Ⅱ型	地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する事業	1日当たりの実利用人員がおおむね15人以上
Ⅲ型	地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業	1日当たりの実利用人員がおおむね10人以上

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、市内で事業を実施しているのは、市の「新座市障がい者地域活動支援センター（Ⅱ型）」（福祉の里）、「にいざ生活支援センター（Ⅰ型）」、「福祉工房楓（Ⅲ型）」、「障害者地域活動センターふらっと（Ⅱ型）」の4か所です。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

引き続き4か所での事業を継続するとともに、事業の周知を図ります。

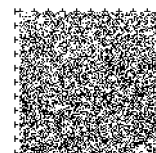
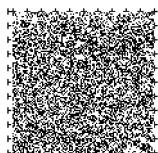


表 地域活動支援センター機能強化事業 実績値と計画値

[年間]

区分		第6期計画期間 (実績値)			第7期計画期間 (計画値)		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
Ⅰ型	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数(人)	46	44	44	44	44	44
Ⅱ型	実施箇所数	2	2	2	2	2	2
	実利用者数(人)	43	42	42	42	42	42
Ⅲ型	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数(人)	14	19	19	19	19	19
合計	実施箇所数	4	4	4	4	4	4
	実利用者数(人)	103	105	105	105	105	105

※ 令和5年度は実績見込値です。



(11) その他の事業

① 日中一時支援事業

【事業の内容】

日中一時支援事業は、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障がい者等の日中における活動の場を提供し、見守り、日常的な訓練その他の支援を行う事業です。

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内は2か所あり、市外では11か所あります。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

利用希望者が利用しやすい事業所を確保するため、引き続きサービス提供基盤の整備促進に努めます。

表 日中一時支援事業 実績値と計画値 [年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
実利用者数（人）	10	9	9	10	10	11
延べ利用日数（日）	340	311	311	289	289	318

※ 令和5年度は実績見込値です。

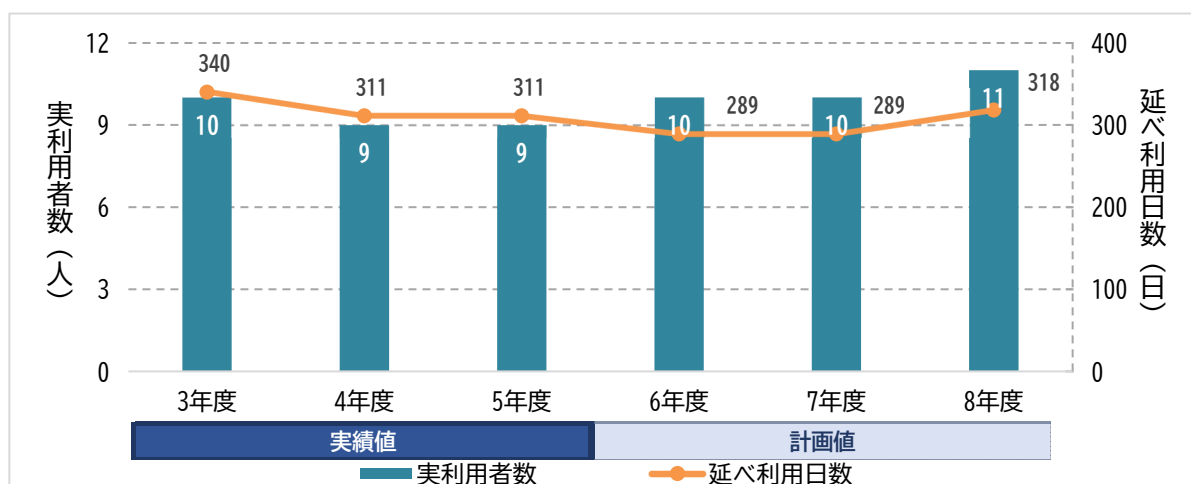
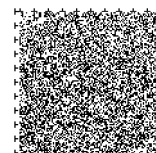


図 日中一時支援事業 実績値と計画値



② 社会参加支援事業

【事業の内容】

社会参加支援事業は、芸術・文化講座、スポーツ・レクリエーション教室、奉仕員（点訳・朗読）養成研修事業等の開催を通じ、障がい者の社会参加を促進するとともに、障がいや障がい者への理解を促進する事業です。

【サービス提供基盤の状況】

障がい者福祉センター事業として、実施しています。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

第7期の計画値は第6期の実績値と同等の数値を見込んでいます。

参加者のニーズに対応した講座等の実施と講座開設の周知に努めるとともに、市内で活動する団体等の協力も得ながら推進します。

表 社会参加支援事業 実績値と計画値 [年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
芸術文化活動振興（人）	62	83	83	83	83	83
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業（人）	85	55	60	60	60	60

※ 令和5年度は実績見込値です。

※ 数値の（人）は実利用者数です。

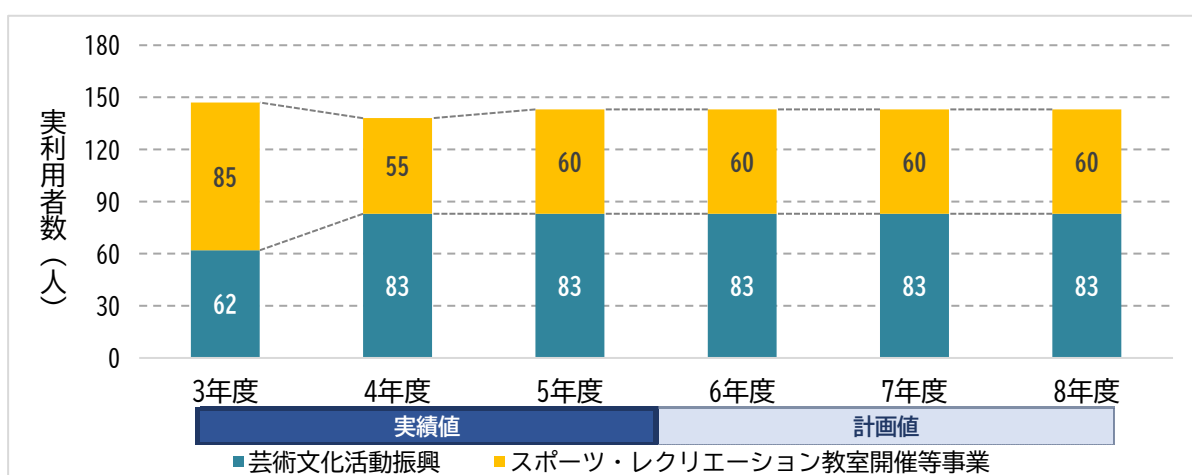
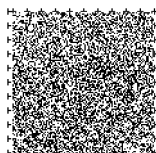


図 社会参加支援事業 実績値と計画値



③ 訪問入浴サービス事業

【事業の内容】

訪問入浴サービス事業は、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う事業です。

【サービス提供基盤の状況】

令和5年8月1日現在、市内は1か所、市外では1か所の事業所に委託して実施しています。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

過去の利用実績から、月間9人程度の利用を見込んでいます。

利用者が限定的であるため、利用者の大幅な増減は見込んでいません。利用者像に該当する当事者が漏れなく利用できるよう、制度の周知を図ります。

表 訪問入浴サービス事業 実績値と計画値 [月間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
延べ利用者数（人）	6	8	8	8	9	9
延べ利用件数（件）	23	28	28	29	33	33

※ 令和5年度は実績見込値です。

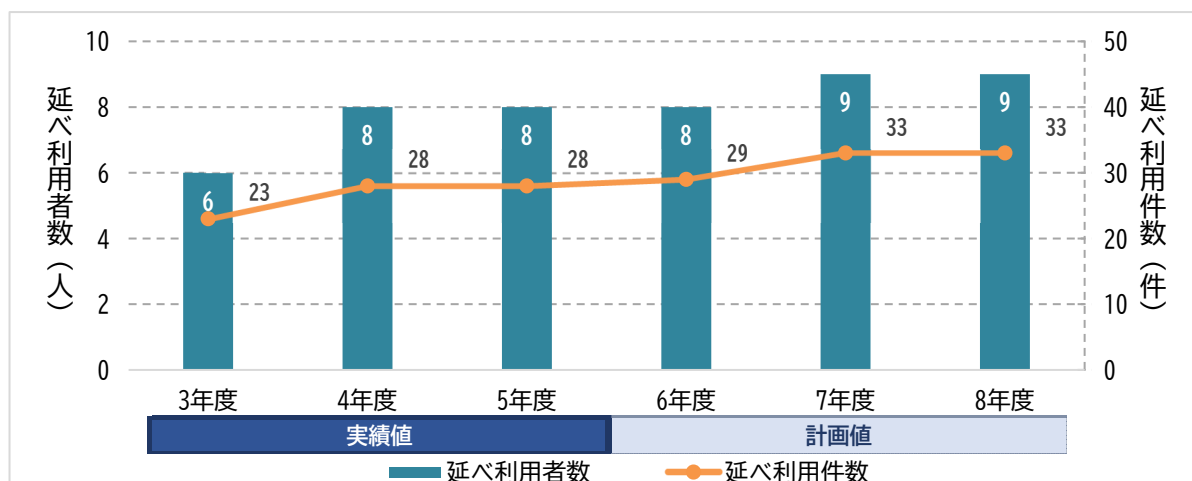
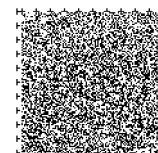


図 訪問入浴サービス事業 実績値と計画値



④ 更生訓練費給付事業

【事業の内容】

更生訓練費給付事業は、就労移行支援又は自立訓練を利用している障がい者に対し、訓練を効果的に受けるために必要な経費等を支給する事業です。

【サービス提供基盤の状況】

障がい者に対し、就労移行支援又は自立訓練を利用した場合に更生訓練費を支給しています。

【第7期計画の見込量と確保の方策】

就労移行支援の利用者増加に伴い、更生訓練費給付事業の受給者も増加していくものと見込まれます。

また、引き続き受給対象者に対する周知を行うとともに、事業所に対する制度の周知に努めます。

表 更生訓練費給付事業 実績値と計画値 [年間]

区分	第6期計画期間（実績値）			第7期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
受給者数（人）	91	95	98	101	104	107

※ 令和5年度は実績見込値です。

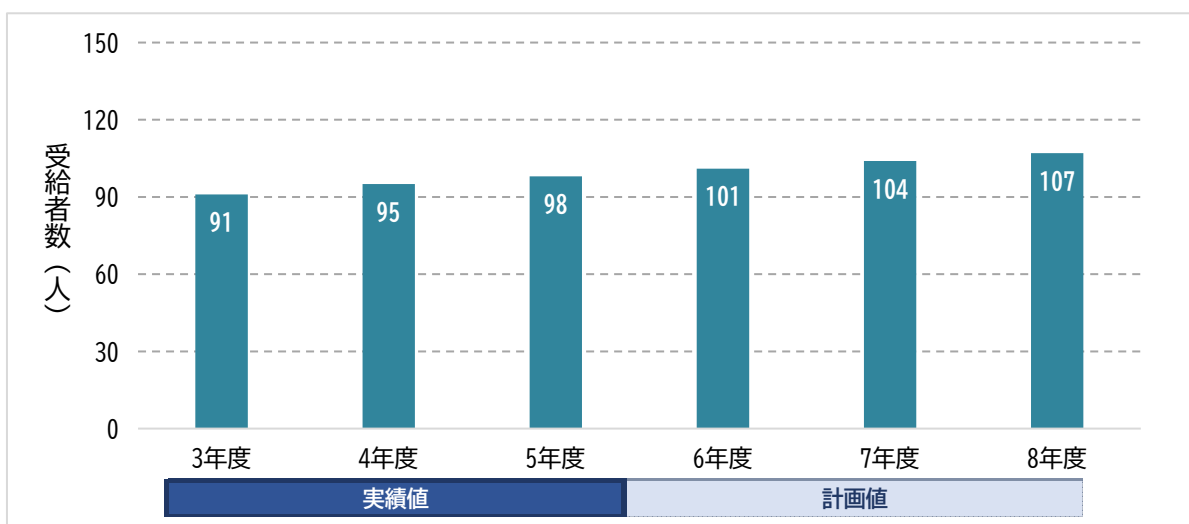


図 更生訓練費給付事業 実績値と計画値

